

第VI編 國際的宣言・勸告編

1945年10月9日

〔6-1〕国際労働機関採択

国際労働機関憲章

前文

世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、

そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によって改善することが急務であるから、

また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、

締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

第1章 組織

第1条

1 この憲章の前文及びこの憲章の附属書となっている1944年5月10日にフィラデルフィアで採択された国際労働機関の目的に関する宣言に掲げた目標を達成するために、ここに常設機関を設置する。

第2条 (編注：以下略)

附属書

国際労働機関の目的に関する宣言

国際労働機関の総会は、その第26回会期としてフィラデルフィアに会合し、1944年5月10日、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

1

総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

- (a) 労働は、商品ではない。
- (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。
- (b) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。
- (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行するこ

とを要する。

2

永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できるという国際労働機関憲章の宣言の真実性が経験上十分に証明されていると信じて、総会は、次のことを確認する。

- (a) すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらずなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ。
- (b) このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない。
- (c) 国家の及び国際の政策及び措置はすべて、特に経済的及び財政的性質をもつものは、この見地から判断することとし、且つ、この根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない。
- (d) この根本目的に照らして経済的及び財政的の国際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議することは、国際労働機関の責任である。
- (e) 国際労働機関は、委託された任務を遂行するに当り、関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を払って、その決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることができる。

3

総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する。

- (a) 完全雇用及び生活水準の向上
- (b) 熟練及び技能を最大限度に提供する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用
- (c) この目的を達成する手段として、及びすべての関係者に対する十分な保障の下に、訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること。
- (d) 賃金及び所得並びに労働時間及び他の労働条件に関する政策で、すべての者に進歩の成果の公正な分配を保障し、且つ、最低生活賃金による保護を必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの
- (e) 団体交渉権の実効的な承認、生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力
- (f) 基本収入を与えて保護する必要があるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、且つ、広はんな医療給付を拡張すること。
- (g) すべての職業における労働者への生命及び健康の十分な保護
- (h) 児童の福祉及び母性の保護のための措置
- (i) 十分な栄養、住居並びにレクリエーション及び文化施設の提供

(j) 教育及び職業における機会均等の保障

4

この宣言に述べた目的の達成に必要な世界生産資源の一層完全且つ広はんな利用は、生産及び消費の増大、激しい経済変動の回避、世界の未開発地域の経済的及び社会的発展の促進、一次的生産物の世界価格の一層大きな安定の確保並びに国際貿易の量の多大な且つ確実な増加のための措置を含む実効的な国際的及び国内的の措置によって確保できることを確信して、総会は、国際労働機関がこの偉大な事業並びにすべての人民の健康、教育及び福祉の増進に関する責任の一部を委託される同僚団体と十分に協力することを誓約する。

5

総会は、この宣言に述べた原則が全世界のすべての人民に十分に適用できること並びに、それをいかに適用するかは各人民の到達した社会的及び経済的発達段階を十分に考慮して決定すべきであるとしても、まだ従属的な人民及び既に自治に達した人民に対してそれを漸進的に適用することが文明世界全体の関心事項であることを確認する。

『勧告』

1948年7月9日

〔6-2〕国際労働機関総会採択(条約第88号)

職業安定組織の構成に関する条約

国際労働機関の総会は、

理事会によりサン・フランシスコに招集されて、1948年6月17日にその第31回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である職業安定組織の構成に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

1948年の職業安定組織条約と称する次の条約を1948年7月9日に採択する。

第1条

1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。

2 職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。

第2条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第3条

1 その体系は、当該国の各地理的區域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2 この網状組織の構成は、

(a) 次の場合には、再検討しなければならない。

(i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合

(ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合

(b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

第4条

1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。

2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。

3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

第5条

職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。

第6条

職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるよう構成しなければならない。また、この目的のため、

(a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。

(i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合にはその肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。

(ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。

(iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。

(iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人者を他の職業安定機関に連絡すること。

(b) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならない。

(i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適

応させるため職業間の移動を容易にすること。

- (ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動を容易にすること。
- (iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に陥る手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。
- (iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。
- (c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関するできる限り完全な情報を収集分析しなければならない。また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。
- (d) 失業保険、失業者扶助その他の失業者救済措置の実施について協力しなければならない。
- (e) 必要がある場合には、好ましい雇用状態を確保するための社会上及び経済上の計画の立案について他の公私の団体を援助しなければならない。

第7条

次のことを行うため措置を執らなければならない。

- (a) 職業別及び産業別による専門化を有益とする農業その他の活動部門については、各種の職業安定機関においてその専門化を促進すること。
- (b) 身体障害者のような特殊な種類の求職者の要求を十分に満たすこと。

第8条

職業安定及び職業指導の業務の範囲内において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。

第9条

- 1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。
- 2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。
- 3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。
- 4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。

第10条

職業安定組織及び適当な場合には他の公の機関は、使用者団体、労働者団体その他利害関係のある団体と協力して、使用者及び労働者が任意に職業安定組織を十分に利用することを奨励するためあらゆる措置を執らなければならない。

第11条

権限のある機関は、公共職業安定組織と営利を目的としない私営の職業紹介所との間の実効的な協力を確保するため必要な措置を執らなければならない。

第12条

- 1 加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口の希薄性又は発達の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。
- 2 加盟国は、国際労働機関憲章第22条に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。
- 3 本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

第13条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、1946年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第35条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。
 - (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
 - (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
 - (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
 - (d) 当該加盟国が決定を留保する地域
- 2 本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。
- 3 加盟国は、本条1(b)、(c)又は(d)に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
- 4 加盟国は、第17条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第14条

- 1 この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国又は

(b) 国際連合憲章等によつて国際機関が施政の責任を負う地域については、その国際機関

3 本条 1 及び 2 に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第 17 条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第 15 条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第 16 条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後 12 箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後 12 箇月で効力を生ずる。

第 17 条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で 1 に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに 10 年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基づいて、10 年の期間が経過するごとにこの条約を廃棄することができる。

第 18 条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第 19 条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第 102 条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第 20 条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第 21 条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第 17 条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第 22 条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。 『勸告』

1948 年 12 月 10 日

[6-3] 国際連合総会採択

世界人権宣言

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、また、人間が言論および信仰の自由と恐怖および欠乏からの自由とを享有する世界の到来は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とについての最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳および価値ならびに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、いっそう大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守の促進を達成することを誓約し

たので、

これらの権利および自由についての共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人および各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導および教育によって促進することならびにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を宣明する。

第 1 条 [自由、平等] すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条 [差別の禁止] 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生その他の地位等によるいかなる種類の差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国または地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、または他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国または地域の政治上、管轄上または国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条 [生命、自由、身体の安全] すべての人は、生命、自由および身体の安全についての権利を有する。

第 4 条 [奴隷の禁止] 何人も、奴隷にされ、または奴隷状態に置かれることはない。奴隷制度および奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条 [拷問等の禁止] 何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けることはない。

第 6 条 [人として認められる権利] すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条 [法の前の平等] すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条 [救済への権利] すべての人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限ある国内裁判所による実効的な救済への権利を有する。

第 9 条 [逮捕・拘禁・追放についての保障] 何人も、恣意的に逮捕、拘禁、または追放されることはない。

第 10 条 [公正な裁判を受ける権利] すべての人は、自己の権利および義務ならびに自己についての刑事責任が決

定されるにあたって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を完全に平等に受ける権利を有する。

第 11 条 [刑事手続における保障] 1 犯罪上の罪に問われているすべての者は、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条 [私生活・通信・名誉の保護] 何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して、恣意的に干渉され、または名誉および信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条 [移動・居住の自由] 1 すべての人は、各国の境界内において移動および居住の自由についての権利を有する。

2 すべての人は、自国を含むいずれの国をも去り、および自国に帰る権利を有する。

第 14 条 [庇護権] 1 すべての人は、迫害からの庇護を他国において求めかつ享有する権利を有する。

2 この権利は、非政治犯罪または国際連合の目的および原則に反する行為を真の原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条 [国籍についての権利] 1 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、恣意的にその国籍を奪われ、またはその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条 [婚姻・家族についての権利] 1 成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限も受けることなく、婚姻し、かつ家庭を形成する権利を有する。成年の男女は、婚姻中およびその解消に際し、婚姻について平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会および国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条 [財産権] 1 すべての人は、単独でまたは他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、恣意的に自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 [思想・両親・宗教の自由] すべての人は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。この権利は、宗教または信念を変更する自由、ならびに、単独でまたは他の者と共同して、および公的にまたは私的に、布教、行事、礼拝および儀式によって宗教または信念を表明する自由を含む。

第 19 条 [表現の自由] すべての人は、意見および表現の自由についての権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由、ならびに、あらゆる

手段により、また、国境にかかわりなく、情報および思想を求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第 20 条 【集会・結社の自由】 1 すべての人は、平和的集会および結社の自由についての権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条 【参政権】 1 すべての人は、直接にまたは自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票またはこれと同等の自由な投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 【社会保障、経済的、社会的および文化的権利】

すべての人は、社会の一員として、社会保障についての権利を有し、かつ、国家的努力および国際的協力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条 【労働の権利】 1 すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、および失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 労働するすべての者は、自己および家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障し、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充される公正で有利な報酬を受ける権利を有する。

4 すべての人は、その利益を保護するために労働組合を組織し、およびこれに加入する権利を有する。

第 24 条 【労働時間の制限、休息の権利】 すべての人は、労働時間の合理的な制限および定期的な有給休暇を含む休息および余暇をもつ権利を有する。

第 25 条 【生活の保障】 1 すべての人は、衣食住、医療および必要な社会サービスを含む自己および家族の健康および福祉のために十分な生活水準についての権利、ならびに、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢または不可抗力による他の生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

2 母と子どもとは、特別の保護および援助を受ける権利を有する。すべての子どもは、嫡出であると否を問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条 【教育への権利】 1 すべての人は、教育への権利を有する。教育は、少なくとも初等および基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育および職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教

育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の全面的な発展ならびに人権および基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容および友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条 【文化についての権利】 1 すべての人は、自由に、社会の文化生活に参加し、芸術をたのしみ、かつ科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべての人は、その創作した科学的、文学的または美術的作品から生ずる精神のおよび物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 【人権実現の秩序の享受】 すべての人は、この宣言に掲げる権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序に対する権利を享有する。

第 29 条 【社会に対する義務】 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利および自由を行使するにあたっては、他人の権利および自由の正当な承認および尊重を保障すること、ならびに民主的社會における道徳、公の秩序および一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利および自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的および原則に反して行使してはならない。

第 30 条 【人権破壊の禁止】 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団または個人が、この宣言に掲げる権利および自由のいずれかの破壊を目的とする活動に従事し、またはそのような目的を有する行為を行う権利を包含しているものと解釈してはならない。 『条約』

1950年6月30日

〔6-4〕国際労働機関総会採択(勧告第88号)

身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1950年6月7日にその第33回国会期として会合し、

総会が一般職業訓練及びその若干の特殊部門の問題に関して既に若干の規定を採択したことに留意し、

この会期の議事日程の第九議題である身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が勧告の形式をとるべきであることを決定したので、

1950年の職業訓練(成年者)勧告と称する次の勧告を1950年6月30日に採択する。

I 定義

1 この勧告において、

- (a) 「職業訓練」という場合には、技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は啓発することができる雇用のためのあらゆる形式の訓練であつて、その訓練が企業内で行なわれると企業外で行なわれるとを問わないものとし、且つ再訓練を含むものとする。
- (b) 「生産労働者」という場合には、監督者又は管理者たる資格以外の資格において経済活動のいずれかの分野において雇用され又は雇用のため訓練を受けている個人を含むものとする。

II 訓練の原則

- 2(1) 成年者の職業訓練は、雇用市場の状況及び趨勢、生産を改善し又は増加しようとする努力、並びに被訓練者を適当な職業に吸収する可能性に従つて、研究し、実施し及び発展させるべきである。
- (2) 成年者の職業訓練は、使用者及び労働者の団体が存在し、且つそれらの団体との協力のため適当な取極を行うことができる場合には、それらの団体と協力の上研究し、実施し及び発展させるべきである。
- 3 訓練は、特に昇進を容易にするため、成年者が習得している職業及び就職を希望している産業に関する基礎的知識を成年者にできるだけ与えるべきである。
- 4 失業成年者の訓練は、失業保険又は失業救済制度の代替手段としてすべきではなく、適当な職業を見出すため訓練を必要とする失業労働者の再雇用を容易にするため利用すべきである。

III 訓練の範囲

- 5(1) 青年のための訓練施設の応用、特別の施設の設置又はこの両方法の併用によつて、適当な訓練施設をできる限り成年者の利用に供すべきである。
- (2) 前記の施設は、この勧告に掲げる原則と方法に従い、国内事情、経済活動の諸部門の必要及び労働者の利害を十分に考慮して組織すべきである。
- (3) 前記の施設は、初歩訓練、再訓練、補充訓練及び昇進訓練のための適当な措置を包含するよう充分に発展させるべきである。
- (4) 前記の施設は、次の種類の者を訓練するため、適当な措置を特に包含すべきである。
 - (a) 適当な職業を見出すため訓練を必要とする復員者及び戦傷者
 - (b) 適当な職業を見出すため訓練を必要とする身体障害者
 - (c) その本来の職業での就職の可能性の少ない失業成年者又はその本来の職業での再就職を容易にさせるため訓練を必要とする失業成年者
 - (d) 長期にわたつて労働力の不足している職業の習得を希望する成年者

- (e) 技術的進歩の結果その職業において冗員となる労働者
- (f) 人員過多の職業に従事している成年者で他の職業に就くため準備することを希望しているもの
- (g) 政府管理の下に締結された移民協定に基く移住を希望する成年者で移民受入国の雇用事情にその技能を適合させるため訓練を必要とするもの
- (h) 労働者として入国を許される移民で移民受入国の雇用事情にその技能を適合させるため訓練を必要とするもの

6 企業外に設けられる成年者のための訓練施設への入所優先権は、必要な場合には、公益に従つて決定すべきである。

7 適当な訓練施設を生産労働者及び監督者の両者の利用に供すべきである。

8 女子も男子と同様に成年者のための訓練施設を利用する機会を与えられるべきである。

IV 訓練の方法

生産労働者の訓練

- 9(1) 職業選択は、訓練を受けるに先立つて行うべきである。
- (2) 前記の選択は、労働者に最もよく適した職業を決定することを目的とすべく、また、個々の場合において適当であり且つ労働者を適当に保護するように、その労働者の肉体的及び精神的な能力、並びにその職歴、適性及び興味に関する分析を包含すべきである。
- 10 各職業に関する訓練計画は、その職業に含まれる作業、熟練、知識及び安全率の組織的分析に基いて、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらの団体と協議の上樹立すべきである。
- 11 訓練期間は、次のことを考慮して決定すべきである。
 - (a) 訓練が終了した時に到達すべき熟練度
 - (b) 成年者をできる限り速かに生産的作業に就かせる必要の有無
 - (c) 前記の二要素の両者
- 12 効果的な訓練を確保する重要な要素として、被訓練者に対して、組織的な監督を行うための措置を執るべきである。

企業内における訓練

- 13(1) 使用者が個人的に又は他の使用者と協力して、その雇用条件に応じた且つその企業の技術的作業条件の許す範囲内の成年者のための訓練を行うよう、使用者を奨励すべきである。
- (2) (1)に掲げる訓練は、特に次のいずれかの場所で行うべきである。
 - (a) 現場
 - (b) 現場以外の通常の作業場
 - (c) 別個の工場
 - (d) 作業場又は工場以外の場所で訓練の必要に最も適した場所

(e) 訓練の種類及び目的並びに企業の技術的可能性に応じてこれらの諸方法の組合せ

14 現場で訓練を行う場合には、

(a) 被訓練者に割当てられる生産作業は、現実の訓練価値を有すべきであり、且つ

(b) 被訓練者は、被訓練者を訓練する能力のある監督者又は熟練労働者の指導の下に作業すべきである。

15 訓練を現場で行わない場合には、訓練は、最初の訓練期間が経過したときは、通常の作業条件にできる限り近似した条件の下で行うべきであり、且つ、可能な場合には、現実の生産作業又は同種の作業の遂行を含むべきである。

16(1) 現に教習を受けている職業に必要な熟練を習得するため必要な理論的知識を企業内で与えることができない場合には、被訓練者が賃金を失わずに企業外においてその知識を習得することができるような措置を執るべきである。

(2) 前記の場合においては、企業と知識を与える施設との間に緊密な協力を維持すべきである。

17 訓練中の成年労働者に対しては、法令、労働協約又は当該企業の規則に定める基準に従って、十分な報酬を支払うべきである。

企業外における訓練

18(1) 訓練の要件が企業内において満たされない場合には、権限のある機関は、他の場所において訓練の便宜を供与することを確保するため必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の場合には、訓練は、

(a) 企業内に存在する条件にできる限り近似した条件の下で行うべきである。

(b) 使用者又は労働者の受容することができないような競争を避けるため必要な保障の下で、訓練の必要と両立する限り、生産作業又は同種の作業を包含すべきである。

(3) 訓練の方法及び内容が産業上の必要及び技術上の変遷に適合することを確保するため、訓練所又はその他の施設と関係使用者及び労働者の団体と被訓練者を雇入れる見込のある企業との間に緊密な協力を維持すべきである。

(4) 被訓練者が最少限度の作業速度及び技能を習得することができるように訓練を行うべきであり、且つ、被訓練者が現場で通常の作業速度及び技能を習得できるように実地訓練の期間を訓練中又は訓練後に置くべきである。

19(1) 権限のある機関によって実施され又は承認される訓練の期間中、報酬を受けない成年者は、権限のある機関から充分の手当を受領すべきである。この手当を決定するに当たっては、次の事項を充分考慮すべきである。

(a) 被訓練者が受領するかもしれない失業手当又はその他の手当

(b) 年令、家庭の責任、当該地方における生活費並びに交通費又は住宅費のような訓練と関連のある特別の個人的費用のような他の要素

(c) 雇用市場の要求に応じて成年者が訓練を受け且つ終了するのを奨励する必要の有無

(2) 財政的援助を受けることなしに職業訓練を受けることを望む成年者に対しては、適当な場合には、財政的援助を受けることなしに訓練を受けることを許可すべきである。

監督者の訓練

20 権限のある機関は、関係のある使用者及び労働者の団体と協力して、最も有効な訓練方法の発達を促進するため有用な且つ望ましいあらゆる措置を執るべきである。

21 監督者の訓練に関する公的及び私的活動については、緊密な調整を行うべきである。

22 監督者の訓練計画は、監督的職務の組織的分析に基づいて樹立すべきである。

23(1) 現に監督的地位にある者、又はこれに任命される者が特に次の事項に関する訓練を受けることができるような施設を設けるべきである。

(a) 作業方法

(b) 就業場所における人的関係

(c) 企業の各種段階における調整

(d) 教授方法

(e) 専門的事項に関する相互的信頼を含む責任の職務への適合

(2) 前記の訓練は、基本的には、次の方法のいずれか又はすべてによつて行うべきである。

(a) 実地教授と事例の分析を伴う討論会

(b) 現場訓練

(c) 講義

(d) 級別教授

(3) 前記の訓練は、特に次の手段のいずれか又は全部によつて編成し且つ発達させるべきである。

(a) 大学及び専門学校における特別講座

(b) この訓練を行うについて特別の責任を負う施設

(c) 企業内における適当な訓練

(d) 速成訓練を目的とする方法

教師の募集及び訓練

24(1) 権限のある機関は、使用者及び労働者の団体その他関係のある団体と協力して、公立私立の専門訓練所又は訓練施設における成年者の訓練に対して責任を負う教師に必要な最少限度の資格に関する基準を設定するため必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の基準については、特に次の事項を考慮すべきである。

(a) 専門的能力及び一般的教育

- (b) 教授すべき職業に関する実際の経験
- (c) 年令
- (d) 成年者訓練に対する適性

(3) 権限のある機関は、公的機関によつて設立され、監督され又は補助金を与えられる訓練所又は訓練施設における前記の基準の適用を確保すべきであり、且つ、すべての他の訓練所又は訓練施設における前記の基準の適用を勧告すべきである。

25(1) 成年者訓練について責任を負う教師に対しては、その技術上及び教授上の熟練を発達させるため、理論的及び技術的性質を有する訓練並びに人的関係に関する訓練を含む専門的訓練を行うべきである。

(2) 前記の訓練は、必要な場合には、特に次の事項を含むべきである。

- (a) 初歩訓練
- (b) 補充訓練又は再訓練課程
- (c) 定期に企業内で行う実地作業

(3) 権限のある機関は、前記の訓練を奨励し、且つ、発達させる措置を執るべきである。

V 身体障害者の訓練

26 この勧告に掲げた訓練の原則、措置及び方法は、医学的及び教育的条件が許す限り、すべての身体障害者に適用すべきである。

27(1) 成年の身体障害者を適切且つ妥当な訓練施設に收容することを確保する措置を執るべきである。

(2) 身体障害者は、その障害の原因及び性質のいかんを問わず、またその年令にかかわらず、訓練及び雇用の合理的な可能性が存在する限り、前記の施設に收容すべきである。

28(1) 身体障害者の訓練は、できる限り障害者が雇用の見通しに応じてその職業上の資格及び適性を利用することができる経済活動を遂行することができるようにすべきである。

(2) 前記の訓練は、このため、

- (a) 障害の性質に適合し且つ作業の遂行が障害によつて影響されることの最も少ない業務に対する医学的助言の下に行われる選択紹介と調整されるべきである。
- (b) 可能な場合には、身体障害者が以前に従事していた業務又はこの業務に関連のある業務について行うべきである。
- (c) 可能な場合には、身体障害者が身体障害のない労働者と同等の条件で通常の労働をするのに必要な熟練を習得するまで続けるべきである。

29(1) 必要な場合には、身体障害者の訓練に先立つて、適当な医療的回復措置を執るべきである。

(2) 前記の回復措置は、当該身体障害者に対する爾後の訓練を容易にすることを目的とすべきであり、且つ、適当な場合には、適当な補装具の支給、心理学的処置並びに肉体的及び職業的治療方法を含むべきであ

る。

(3) 適当な場合には、身体障害者の訓練は、医療的回復措置の執られている間に、開始すべきである。

30 身体障害者の医療的監督は、適当な場合には、訓練中に行うべきである。

31 身体障害者は、可能な場合には、身体障害のない労働者と共に且つ同一の条件で訓練を受けるべきである。

32 障害の性質上、身体障害のない労働者と共に訓練を受けることができない身体障害者を訓練するため、特別の施設を設置し又はこれを発達させるべきである。

33 事業主が身体障害者の訓練を行うことを奨励する措置を執るべきである。前記の措置は、適当な場合には財政的、技術的、医学的又は職業的援助を含むべきである。

34 身体障害者の訓練に関する政策は、身体障害者の医療的回復措置、社会保障、職業指導、訓練及び雇用に関係のある諸団体間の緊密な協力のもとに、且つ、使用者及び労働者の団体と協力して、樹立し且つ実施すべきである。

VI 組織及び管理

35(1) 成年者の訓練に関する適当な且つ調整された計画は、関係のある経済活動の分野を代表する使用者及び労働者の団体と協力し、且つ、全国的、地域的及び地方的事情を斟酌して、権限のある機関によつて、又はその発議に基づいて、作成され、発展され且つ定期的に修正されるべきである。

(2) 前記の計画については、職業訓練に関する一般計画の他の部門との調整を行うべきである。

36(1) 権限のある機関は、関係のある使用者及び労働者の団体と協力及び合意の上、成年者の訓練に関する公私の活動の発達を促進し且つ調節するため必要な且つ望ましいすべての措置を執るべきである。

(2) 前記の措置は、適当な場合には、次の事項を含むべきである。

- (a) 訓練要件の範囲及び性質並びに利用することができる施設の決定
- (b) 訓練の条件及び方法に関する基準の設定
- (c) 各種の産業及び業務における訓練科目の決定
- (d) 訓練を実施する団体及び企業に対する技術的援助
- (e) 前記の団体及び企業に対する財政的援助

37(1) 公の機関の成年者の訓練に対する責任は、明確に規定すべきである。

(2) 前記の責任は、次のものに委任すべきである。

- (a) 一つの機関、又は
- (b) 数個の機関。但し、その活動については、緊密な調整を加えるものとする。

38 特に成年者を訓練のため募集し且つ訓練が終了した時に紹介するため、公共職業安定機関、訓練機関並びに関係のある使用者及び労働者の団体との間に、緊密な且つ継続的な協力を保持すべきである。

39(1) 訓練は、必要に応じて全国的、地方的及び地方的水準で設立され、且つ、関係のある機関並びに使用者及び労働者の団体を含む関係のある団体の代表者から構成される諮問委員会の援助を得て、発達させるべきである。

(2) 前記の委員会は、特に次の事項について助言する責任を負うべきである。

- (a) 全国的水準においては、成年者の訓練に関する政策及び計画の発達
- (b) 地方的及び地方的水準においては、全国的水準において執られた措置の適用、これらの措置の地方的及び地方的条件への適合並びに地方的及び地方的諸活動の調整

40(1) 権限のある機関は、代表する産業における成年者の訓練計画の実施を援助する任務を有する産業諮問委員会の発展を奨励すべきである。

(2) 成年者の訓練に関する政策の実施については、使用者及び労働者の団体の参加を確保する措置を執るべきである。たとえば、成年者の訓練のための学校又は訓練所の管理又はその技術的運営の監督に対し責任を負う団体にその代表者が執行的又は諮問的資格で参加するが如きである。

(3) 権限のある機関は、企業内の訓練計画の実施については、事業主がその企業に雇用されている労働者の代表と協力することを奨励すべきである。

VII 成年者の訓練における国際的協力

41(1) 加盟国は、必要で実行可能な場合には、且つ望ましい場合には、国際労働事務局の援助を得て、成年者の訓練を促進すべき措置に関して協力すべきである。

(2) 前記の協力は、たとえば、関係国間において相互に同意することができる措置であつて、次の方法で訓練を促進すべきものを含むべきである。

- (a) ある国に訓練施設を設置して、他国から選抜された職員が自国で習得することができない技能及び経験を習得することができるようにすること。
- (b) 訓練の組織を援助するため一国から他国へ経験者を貸与すること。
- (c) 訓練用の手引その他の資料を作成し、及びこれを頒布すること。
- (d) 資格のある職員を交換すること。
- (e) 訓練問題に関する情報を組織的に交換すること。『勧告』

1953年9月24日

[6-5] 国際労働機関アジア地域会議決議

年少労働者の保護と職業準備に関する決議

1947年にニューデリーに開催された国際労働機関のアジア地域予備会議及び1950年セイロンのヌワラエリヤに開催されたアジア地域会議の双方は、児童と年少者に適當の

保護及び職業機会を供与することの必要を強調したので、

ここに代表として出席した政府、使用者及労働者の側において、右の供与をなすことを一般にのぞんでいるので、

この目的を達成する速度と何れかの計画が実施される順序とは、各国の経済資源に依存するばかりでなく、これら等の国における憲法上の特性の相違にも依存することを考慮して、

国際労働機関のアジア地域会議は、1953年9月14日日本の東京に会議を開いて、

1952年にセイロンのカンデイに開催されたアジア諸国における年少労働者の保護に関する技術会議が到達した結論を研究したので、

ILO理事会は、右に確認した目標と、理想の達成について、また、この目的のために次に述べる要点を取り入れて、右の目標と理想を正常に且つ累進的に実現する総合計画を作成することが望ましいか否かを考察することについて、諸政府が最善の努力をするように勧奨することを要請する。

A 一般教育と職業訓練

- 1 適当な初等教育を授けることに対して高い優先権を与えなければならない。また、児童労働排除のための先決条件として、また、満足すべき職業訓練の不可欠の基礎として、可能な場合は、14才までの無料義務教育の導入に対して高い優先権を与えなければならない。
- 2 多くのアジア諸国における人口増加が高率であることを特に考慮して、次のような方法を用いて現存学校施設を最大限に利用することによって、教育の拡大を促進しなければならない。即ち、二部教授制、夜間学校、屋外学校、散在部落のための移動学校班、簡素で実用的な校舎の建設、人口の中心地から遠隔な地にある農園又は他の大企業において児童の教育施設を使用者が供与すること、また、可能な場合は、適確な有志教師の雇用等、
- 3 全日制無料初等義務教育を直ちに実施出来ない場合は、政府に、雇用中の児童と年少者に対し就業時間中に、定時制一般教育及び職業教育を授けることを要求することについての可能性を検討しなければならない。
- 4 児童と共同社会との間の連結関係を強化し且つ児童の実用的関心を刺戟する手段として、初等教育の中に実用的傾向を導入しなければならない。児童と年少者に対しその生活状態の改善に関心を喚起させるために学校と社会との間に密接な関係を進展し、基本的教育計画と社会発展計画（これ等の計画が存在するならば）に伴って、教科課程を統合しなければならない。
- 5 将来の労働者の一般的健康状態を改善し且つ身体障害又は疾病の危険を軽減するのに必要な個人衛生及び環境衛生の習慣を教え込むために、初等教育の枠内で、保健教育を奨励しなければならない。
- 6 適当な能力を持つ教師を誘引し且つ留職させるに必要な地位と雇用条件を初等学校教師に保障しなければならない。

- ない。教師の訓練には実用科目、保健教育及び学校と社会との関係の理解を包含しなければならない。
- 7 個人的福祉及び国民的福祉の見地から、教育を受けることの緊要性に対し世論を喚起しなければならない。
 - 8 初等教育終了後直ちに就職しない年少者に対し、職業的、技術的又は学理的性格の何れかの中等教育を受けなければならない。この各種の中等教育の地位については平等性を促進しなければならない。
 - 9 計画の良い教育制度を進展させるために、教育、労働及び保健の分野における権限ある機関の方針と活動を調整しなければならない。特に、一般教育関係機関と職業訓練関係機関との間に、適当な行政上の取りきめを設定しなければならない。
 - 10 政府は、職業訓練と技術教育を進展するに当って、熟練労働者についての現在並に将来の需要に関する計画を立て、国民経済の要請を考慮すると共に、少年及び少女の特別な興味と適性とを考慮して、彼等の欲求を考察しなければならない。
 - 11 年少労働者、見習者又は職場で訓練を受けるものに対し、訓練施設を夜間学校及び定時制昼間学校に拡大するような方法によって、職業訓練及び技術教育に関する現在の制度を最大限に利用しなければならない。
 - 12 政府及び地方機関は、必要な場合は、減免税のような特別誘因を用いて又は法的義務を負わせて、訓練施設の進展に使用者の参加を求め、技能者養成計画又は職業訓練計画を設定するように特に使用者を勧奨しなければならない。見習者の訓練と雇用を規制し且つ監督するために、特に年少者が訓練を受けている間に搾取されないことを確保するために、政府が、立法と監督又は他の適当な方法によって、適当な措置を講ずることがのぞましいと考えられる。
 - 13 訓練と各種の経済的条件との間に必要な調整を特に確保するために、実行し得る場合は、労使団体と労働及び教育当局とを代表する諮問委員会を進展させなければならない。
 - 14 授けられる訓練が、技能及び労働力の点で、経済の各部門の実際的欲求と合致することを確保するために、公私の職業訓練施設と課程を定期的に調査しなければならない。右の定期調査においては、訓練施設の機能に対し、特に授けられる課程、訓練生の監督措置及び実績に対し、特別に注意を払わなければならない。
 - 15 農村地域においては、農業生産の方法を改善し、農村の資源を増加し且つ都市地域への流出を緩和するために農業技術、家政学、家内工業及び一般の基本的職業についての職業訓練課程を少年少女のために設定しなければならない。この訓練課程は学校又は他の社会機関と関連して発展させることができる。
 - 16 すべての職業訓練課程は実用科目と関連理論の科目との双方を包含しなければならない。また、見習者及び現場訓練生の場合は、訓練を受けるべき最短期間を特定し

なければならない。

- 17 すべての職業訓練教科課程は生徒の選択した職業に関する保護法規に関する知識を包含しなければならない。また訓練中に適当な安全措置の使用を厳重に実施しなければならない。
- 18 職業科目が実際の経験と教授能力とを兼備する指導員、監督者又は職長によって教えられることを確保するように措置を講じなければならない。職業訓練を担当する技術的・管理的及び監督的職員が適当に準備を行うことの重要性を認識しなければならない。右の準備には、教える職業及び技能が真に必要なものであることを確保するために、基本課程及び補習課程の聴講と工業的事業所への見学を包含しなければならない。
- 19 落第生の数を少くし、入所生徒の俊敏と適性を確保し、訓練を促進させ、獲得し得る技能の水準を向上させるために、職業訓練生を慎重に選抜しなければならない。
- 20 適当な場合は職業教育施設と技術教育施設を利用して、児童及び年少者が直ちに雇用を求めることをせずに、彼等の教育を継続することが出来るようにするために、また継続するように勧奨するために、必要な財的援助及びその他の援助を供与しなければならない。無料の食事、無料の教授又は授業料及びその他の料金の免除、奨学金、必要な衣類と支給品、職業訓練の場合は作業衣と道具等の形での援助に対し時に重要性をおかななければならない。農村出身の生徒に対する泊り込み授業と特定の距離外に居住する生徒に対する交通の便宜をも講じなければならない。

B 職業指導と職業紹介

- 21 個人と経済と双方の利益のために、また、現在の一般教育と職業訓練から最も適切な利益を確保するために、公立職業安定機関は、現在の業務の枠内で、年少者の雇用機会と職業紹介に対して、特別の注意を払わなければならない。
- 22 これに関連して、公共職業安定機関に年少者の雇用問題に対し公衆の注意を集中させなければならない。また、代表諮問機関の設置を含めてあらゆる適当な方法で、学校及び政府機関並に社会機関が職業安定機関と協力するように奨励しなければならない。
- 23 権限ある機関は、
 - ㉑ 人間の利用し得る努力と技能の無駄を省いてこれを最も有効に利用することを促進する目的をもって、職業安定機関、職業訓練と技術教育の当局並に使用者との間に十分な連絡を維持することを確保するために、適当な行政的措置を進展させなければならない。
 - ㉒ 使用者と密接に協力し、また、経済開発計画に適当に留意して、現実の求人口及び潜在的求人口を慎重に検討し、年少者に対する将来の雇用を改善するために努力しなければならない。
- 24 権限ある機関は、年少労働者の職業紹介についての悪

弊を根絶し児童と年少者を不法に雇用することを排除するために、有効な措置を講じなければならない。

- 25 公共職業安定機関は、年少者のための職業紹介施設を進展させることに加えて、年少者に職業指導を供与することについて関与しなければならない。この目的のために、職業安定機関は、この問題についての行政上の責任の国内的及び地方的配分に基いて、教育当局及び大学と協力し又は協力を求め、また、労使団体及び、出来得る場合は、社会事業家の援助と支持を求めなければならない。
- 26 職業安定機関は、職業指導に必要な客観的な基礎を提供するために、実際の雇用口と訓練の機会に関して、また、経済開発によって影響を受けると思われるような工業、農業、運輸等の部門において予想される需要に関して手許にある資料又は入手し得る資料のすべてを組織的に収集分類する措置を講じなくてはならない。
- 27 次のような問題に関するすべて適切な情報に対し、教師と両親を通じて、年少者の注意を喚起一するために、あらゆる可能な方法を喚起しなければならない。
- ① 各種の職業に必要な能力と資格及びその将来の見込み、
- ② 拡大しつつある雇用の分野及び新規の雇用機会、及び、
- ③ 職業訓練と技術教育を受けるための計画と施設。
- 28 権限ある機関は、拡大しつつある雇用の新分野について、また、募集の必要が特に大きい特定の職業について、その覚書と将来の見込^マつについての小冊子とを作成し広く流布しなければならない。
- 29 職業指導業務は、指導を最も必要としている地域、例えば、多数の年少者が就職を希望し且つ、就職している大都市及び現在の職業安定施設が必要な人員を供給することが出来る大都市において、出来るだけ迅速に且つ広汎な基礎の上に開始されなければならない。
- 30 簡易で実際的な相談技術と職業指導技術を教授して中核となる適格な職員を養成することに対し、また、このような養成を需要と施設が拡大するにつれて累進的に進展させることに対して、出来るだけ早く且つ、奨学金、講習会及びゼミナールを通じて、注意を喚起しなければならない。

C 児童と年少者の雇用に関する規定の拡大

一 就労最低年令

- 31 政府は、最大の関心事の一つとして、可能な場合は現在保護的法令の適用の範囲外にある職業及び企業への児童の雇用を排除するための措置を講じなければならない。
- 32 就労最低年令を定めるに当って、無料教育施設の進展と義務的^マ就学の規定に対して正当に注意を払わなければならない。
- 33 学校卒業年令の引上げには、工業的及び非工業的職業への、また、可能な場合は農業への、就労最低年令の引

上げが伴わなければならない。

- 34 可能な場合は且つ学校施設を利用しているところ又は利用出来るところでは、就労最低年令を 14 才に定めることを考慮しなければならない。
- 35 14 才未満のすべての児童の教育のために十分な施設がまだ存在しないばあいは、その施設の拡大までの一時的措置として、現在保護的法令の適用範囲外にある職業への就労最低年令は少くとも 12 才に定めなければならない。

二 雇用への適正を決定し年少労働者の保護を確保する措置

- 36 政府は、事情が許すならば、権限ある機関が特定した年令未満の児童と年少者の就労に対する肉体的適性を決定するために、健康診断を行う規定を導入しなければならない。出生証明書又は出生登録によって年令を決定する方法が未だ発達していない場合は、右の規定は年少求職者の外見的年令を査定する方法を包含しなければならない。過労と健康に対する危険をもたらす職業へ就く場合の健康診断に対しては、特に重要性をおかななければならない。
- 37 権限有る機関が特定した年令未満の年少労働者に対し、その就労継続についての個性を確認するために、可能な場合は、適当な間において健康診断を行われなければならない。
- 38 この種の規定が未だ適用されていない職業に対し、事情が許すならば、年少者の労働条件に関する法令を漸次導入しなければならない。
- この法令は年少労働者の健康又は安全に対する危険な作業の禁止又は安全に対する規制、夜間作業の規制及び一日の休息时间、週休、年次有給休暇を含む十分な休息と閑暇に関する規定を包含しなければならない。
- 39 年少者に適用する規定をこのように拡大するに当りて、雇用されている年少者の保護を規定するについては、年少者が適当な職業に就く機会又は職業訓練と技能者養成を受ける機会に悪影響を及ぼさないような形式で措置を講じなければならない。
- 40 現存の悪弊を漸次除去するための規定を導入するために、家事サービスに児童及び年少者を雇用する条件に対し注意を払わなければならない。

三 法の運用を促進する措置

- 41 就労最低年令及び権限ある機関が特定した年令未満の雇用中の年少者の保護の二つに関する法規の運用を促進する措置、特に次の措置に留意しなければならない。
- ① 年令決定の方法として、義務的出生登録を出来る限り導入すること又は、この制度が国内領土の一部に実施されている場合は、これを拡大すること。
- ② 児童と年少労働者の就労に関し各種の法的要件が充足していることを権限ある機関が証明し且つ使用者が保管して監督に際して提出することができる就労許可書又は就労手帳のような書類を、のぞましい場合は、

導入すること。

- ㉔ 年少労働者に関する保護規定の実施を監督する責任がある機関は、専門の訓練を受けた職員をできるだけ包含すること。

D 計画の実施

- 42 政府は、より有効な活動を行うために、児童と年少労働者の職業準備と福祉に関係あるすべての機関の活動の調整を促進しなければならない。
- 43 権限ある機関は世論の支持、特に両親、教師及び両者の連合会、労使団体及び児童と年少者の福祉に関係ある有志団体の支持を求めなければならない。
- 44 年少労働者の欲求に関して、世論を喚起し且つ両親及び使用者の理解を進展させるように努力しなければならない。年少者の雇用条件と諸問題とについて、適当な機関によって調査研究が行われなければならない。
- また、社会の将来は児童及び年少者に対する配慮の如何に依存すること及び児童及び年少者の市民としての役割についての準備は何れの社会にとっても基本的な関心事であるべきことをすべての市民に自覚させなければならない。
- 45 政府は、経済開発計画と社会進展計画の樹立と遂行に当って、適当な場合は、雇用の機会、職業準備及び雇用についての適当な規制に関し、年少者の欲求に注意を払わなければならない。

- 46 政府は有効な管理及び監督機関を設置し、もし経済的及び社会的発展のための資源、要件及び計画と両立する場合は、年少労働者の生活条件とを改善するため、拡大技術援助計画及び同種の計画に基いて、ILO及びその他の国際機関を通じて、有用な援助を利用しなければならない。

(注) この決議の原案は年少労働者の保護に関する委員会が作成して会議に提出したもので、会議はその第十次本会議においてこれを審議し満場一致で採決した。

『時報』

1956年6月26日

[6-6] 国際労働機関総会勧告(第101号)

農業における職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、1956年6月6日にその第39回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である農業における職業訓練に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定したので、

次の勧告(引用に際しては、1956年の職業訓練(農業)勧告と称することができる。)を1956年6月26日に採択する。

総会が、その第三回会期において、加盟国が農業職業教育を発達させるよう、特に、農業賃金労働者に対し、農業に従事するその他の者と同一条件でその教育を受けさせるように努めるべきである旨を規定した1921年の職業教育(農業)勧告を採択したので、

総会が、一般的職業訓練の問題を詳細に検討し、特に、1939年の職業訓練勧告及び1950年の職業訓練(成年人)勧告を採択したので、

国際労働機関の常設農業委員会が、農業における職業訓練の特殊な面を研究し、かつ、その問題に関して提案を行ったので、

加盟国が、農業における適当な職業訓練制度を確立し、又は拡張すべきであるので、

総会は、加盟国が、次の規定を国内事情の許す限りすみやかに適用すること、及びこれを実施するために執った措置について理事会の要請に従って国際労働事務局に報告することを勧告する。

I 訓練の原則及び目的

1 各国における公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、農業における職業訓練が、効果的な、合理的な、組織的な及び調整された計画に基いて実施され、かつ、組織されるように確保すべきである。

2(1) 農業における職業訓練の目的は、各国において次のことの必要性に関連して明確に定めるべきである。

(a) 農業における各種の男女(未熟練の、半熟練の及び熟練の労働者並びに管理者、経営者及び農家の主婦)に対し、その職業の遂行に必要な技能及び知識を授け、従事する作業の社会的重要性の観念を注入し、並びに一般公衆に対し職業としての農業の重要性を認識させること。

(b) 農業において土地その他の天然資源、労働及び資本を一層有効に利用すること。

(c) 農業に欠くことのできない土壌その他の天然資源を保護すること。

(d) 農業における能率、生産及び収益を増進すること、並びに販売を容易にするため、及び特に栄養水準を向上させるために農産物の品質及び調製並びに農場におけるその適当な加工を改善すること。

(e) 収入、生活水準、雇用の機会、労働条件及び昇進の見込に関して農業と他の職業との間に存する均衡の欠如を是正するための一助として、農業におけるこれらの諸点を改善すること。

(f) 適当な場合には、農作業の機械化を促進すること、農作業の安全を徹底すること並びに特に女子及び児童のために農業における作業を軽減すること。

(g) 農業と経済活動の他の部門との間に雇用の適当な均衡を達成すること。

(h) 農村の青少年に対し適当な職業指導を行うこと。

(i) 適当な場合には、十分な数の青少年が農業の各部門にはいるように奨励すること。

- (j) 農業における季節的失業問題及び不完全雇用問題を克服すること。
- (k) 農業生産における技術的発展とその実際の利用との間の差をなくすこと。
- (1) 一般的に農村生活を改善すること及び農作業に一層満足して従事するように促進すること。
- (2) これらの目的のため、訓練は、適当な作業技術、作業方法及び判断力の発達についての教育並びに、適当な場合には、農場経営の計画、農場管理の原則及びその実際についての教育を含むべきである。その訓練は、特に社会的及び経済的発展の程度によつて決定されるところに従つて、農民のこの教育の吸収能力に漸進的に適応させるべきものであり、また、その訓練は、結局、農民が、詳細な内容において同等でなくとも、その質において都会人が受けている教育及び訓練と同等のものをできる限り受けることができるように組織すべきである。

II 訓練の範囲

- 3(1) 農業における職業訓練計画は、人種、宗教、国籍又は性別にかかわらず、また、土地に対する法律上の関係のいかんを問わず、全農民(たとえば、季節労働者、農村婦人及び農業に緊密に関連する職業に従事する労働者を含む将来及び現在の農業者及び農業労働者)をその対象とすべきである。
- (2) 必要な場合には、初期の段階において及び低開発国においては、その計画は、その範囲を、使用可能な職員が最も効果的に接触し、かつ教育することができる者並びに、教育の必要性及び効果が最大である地域及びそのような種類の者に限定することができる。
- (3) 訓練施設の欠如している低開発地域において最初に執るべき措置の一は、農業生活に対して理解及び同情を有し、かつ、可能なときは、農場の生活及び作業に経験がある訓練された教員及び指導員の団体を創設することではない。
- (4) そのように訓練された教員及び指導員を利用することができない場合にも、実地教育を行う資格を十分備えている経営者の農場又は土地については、その訓練施設を発展させるため、あらゆる可能な援助が与えられるべきである。
- 4(1) 低開発国においては、読み書きの能力を授ける計画には、高度の優先権を与えるべきである。一般に、職業訓練は、当該国において認められた基準に合致する一般教育(基礎科目の学習を含む。)がこれに先行するか、又は並行すべきである。職業訓練が学校制度の下に行われる場合には、一般教育がこれに先行し、かつ、並行すべきである。
- (2) 農業における職業訓練計画は、可能な場合には、正規の学科教育及び農村社会研究のような関連のある一般科目を含むべきである。
- 5 訓練課程の内容を決定するに当つては、特に次のこ

とを考慮すべきである。

- (a) 訓練を受けるべき者及び授けられる技能水準
- (b) 農地の構成、農業の発展の程度及び農業生産の形態
- (c) 農村雇用市場の傾向及び労働力移動の程度又は必要性
- (d) 農業共同社会の社会生活、慣行、習慣及び見通し
- (e) 関係分野に関する国内政策の大綱

6(1) 農民に対する職業訓練は、可能かつ適当な場合には、特に農業用器具の製作及び修理、農業用機械の保全及び簡単な修理、農産物の加工並びに農場建造物の建設及び保存に関する補足的技能の訓練を含むべきである。

(2) 不完全雇用が現存し又は潜在する地域においては、可能かつ適当な場合には、男女両性に対し、補足的又は代替的雇用の手段を供与するため、農村手工その他の手工に関する課程を受けることを考慮すべきである。

III 訓練の方法

職業準備訓練

7 農村地域及び都市地域における教育水準の同一基準を確立するため及びその教育に共通の基礎を設けるため、適当な措置を執るべきである。農村小学校における教授法及び、適当な場合には、その教科課程は、農村地域の要求及び農村児童の環境を考慮すべきである。

8 健全かつ広範な基礎において一般教育を授けるため、自然についての理解を与えるため並びに手先の技術及び観察力を発達させるため、初等教育制度において授けられる正規の学科教育は、可能な場合には、学校作業の一部としての学校農園の利用及び家庭手工における実習によつて補足すべきである。この実地教育は、一般教育の課程及び計画を妨げるものであつてはならない。

9 低開発地域の農村共同社会における基礎教育制度は、調整された計画に基き、農業について、並びに農村工業、衛生、保健、食事、育児、食料保存、住宅、農村組織及び運輸通信のような事項について、改善された技術の知識を与えるように利用すべきである。低開発国の農民のうち原始的農法を用い、かつ、著しく生活水準の低い者、特に原住民に対し適当な訓練を行うことに留意すべきである。

中等学校における農業教育

10(1) 適当な場合及び中等学校において専門的な農業職業教育を行わない場合には、その農業教育は、一般的性格をもつべきである。農村地域におけるこの教育は、国内及び地方の事情に適応すべきである。農業教育を行わない場合には、農村中等学校の教科課程に農業教育を徐々に導入するように措置を執るべきである。この教育は、一般教育の課程及び計画を妨げるものであつてはならない。

(2) この教育は、可能な場合には、学校農園、実験農場その他の農場における実習によつて補足すべきである。このような作業は、教授上必要とするものに限定すべきである。

農業専門学校

11 農作業、農産物の生産及び販売並びに農場の経営及び管理その他必要な事項について十分な期間訓練する農業専門学校を設けるため、措置を執るべきである。

12 職業訓練計画の高度の段階においては、次のものを設置するために措置を執るべきである。

- (a) 農業の若干の部門について訓練を行う男女両性のための学校又は学校の専門部
- (b) 特種の農業労働者を訓練し、又は農業に必要な専門的な技能について訓練する男女両性のための学校又は学校の専門部
- (c) 農村家庭経済について訓練を行う学校又は学校の専門部

13 農業専門学校は、可能なかつ適当な場合には、教授を農作業に適応させ、かつ、必要な実地訓練を行うため、附属農場を有すべきである。これが不可能な場合又はそのような訓練を補足することが望ましい場合には、適当な農場又は試験場において必要な実地訓練を行うため措置を執るべきである。ただし、その訓練は、生徒の教育に必要なものに限定する旨の了解の下に行うべきである。

14 農業専門学校を設立するに当つては、次のことについて考慮すべきである。

- (a) 特に広範な農場を有し、かつ、人口密度の低い国においては、寄宿施設又は半寄宿施設の設置から生ずる利益
- (b) 教育水準が相当に高い共同社会においては、遠隔地の農業労働者のための通信教育制度及びラジオの利用並びに可能な場合には、これらの農業労働者の寄宿施設をもつ学校の補習課程への出席
- (c) 視聴覚教具の利用

短期課程

15(1) 短期課程、季節的課程、夜間課程及び移動課程は、次の場合には、特に適当であると認めるべきである。

- (a) 小農業者の子女及び保有農地に雇用されている農業労働者の子女に対しその職業的及び一般的知識を増進するように奨励する場合
- (b) 専門家又は農業者及び農業労働者に対し改善された技術又は新たに発見された技術を教授する場合
- (c) 特殊の作物の栽培、動物の飼育、器具又は機械の保全及び使用、農場の一般的維持作業並びに植物病、動物病及び害虫についての対策のような特殊な技能及び方法を特種の労働者に教授する場合

(2) 前記の課程は、地方の要求に応じて適当な時期に行うべきであり、また、長期課程が可能なかつ望ましい場合には、この代りとして行われるべきではない。

農場における訓練

16(1) 必要かつ適当な場合には、公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、特に将来農場経営者となる者の訓練を完成するため、特に農業技術水準の比較的高い地域において、被訓練者を選定された農場に配置することを組織化すべきである。この訓練には、通常適当な一般教育が先行すべきであり、また、この訓練は、村落、広大な農地若しくは農園、協同組合農場若しくは団体開拓農地又は小保有農地若しくは中保有農地のいずれであるかを問わず、その地域独特の農場経営形態を考慮して組織すべきである。

(2) 訓練が行われる農場は、代表的なものでなければならず、かつ、必要に応じ、自己の農地以外の農地を使用することの可能性を考慮し、慎重に選定すべきである。農場における訓練は、可能な場合には、正規の学科教育によつて補足されるべきである。

普及講習会

17(1) 普及講習会は、科学的調査の結果を農業者の実用に供するため及び農業者の技術問題を当該講習会の解決にゆだねるため、設置し、かつ、各国の発展の水準に応じて可能な程度まで拡大すべきである。

(2) 農業者及び農業団体(使用者団体及び労働者団体を含む。)は、各自の普及講習会計画を進展させるように奨励されるべきであり、また、いかなる場合にも、公の計画及び類似の教育活動の発展及び利用に参画すべきである。

18 低開発国においては、簡易かつ実用的で地理的に拡大し及び内容的に充実することができる職業訓練計画が適当であるので、普及講習会が、これらの計画の発展及び農業開発計画の実施において特に重大な役割を有していることが認められるべきである。

19 普及講習会は、必要な場合には、他の関係機関とともに、青年のための計画の発展、青年のための農村クラブの組織並びに家庭及び社会の発展計画に貢献すべきである。

技能者養成

20(1) 農業が適当に組織され、かつ、実施方法が許す場合には、技能者養成制度の設定が考慮されるべきである。

(2) この制度は、農業の特殊部門、地域及び各種の労働者の必要に特に考慮を払つて設けるべきであり、かつ、所要の資格及び能力を有すると認められる指導員又は農業者をもつた寄宿施設のある養成所又は農場において実施すべきである。

(3) 権限のある機関は、被養成者が希望する農業部門における教育、被養成者の課業の訓練に有用な作業への限定、備品の供与並びに一般的及び専門的教育を授ける訓練学校への就学の義務について執られる措置を認可するものとする。

(4) 前諸項に掲げる措置は、法令、技能者養成の管

理を委任された公の機関の決定、労働協約若しくはこれらの方法の結合により、又はそれらのものがないときは、他の適当な方法によつて実施すべきである。

21 代表的な使用者団体及び労働者団体があるときは、それらの団体は、完全に平等な立場で、技能者養成制度の樹立、実施及び監督に密接に参画すべきである。

22(1) 技能者養成制度は、農業につく希望を明白に表明し、かつ、義務教育期間を終了し、又は終了見込の適格の志願者に対し開放すべきである。

(2) 被養成者の採用及び技能者養成計画は、労働、農業又は教育の分野において責任を有する機関(法令によつているかどうかを問わない。)のうち各国の現状に照らして最も適当と認められるものの監督を受けるべきである。

(3) 配置される被訓練者の数を決定するに当つては、被訓練者及び成人労働者双方の利益のため、関係農場における経験のある成人労働者の数を考慮すべきである。

(4) 被訓練者が技能者養成課程を終了したときは、その被訓練者は、熟練労働者とみなされ、かつ、権限のある機関によりその旨証明されるべきである。

23(1) 被養成者の雇用条件は、当事者間の契約、労働協約、法令その他によるとを問わず、農業者及び被養成者のそれぞれの義務、養成期間、十分に農作業を行うために習得すべき知識及び技能の水準並びに一般教育及び専門教育を受ける訓練学校に就学する義務について明確に定めていなければならない。その規定には、被養成者に要求される作業を訓練に必要なものに限定すべきこと及び紛争が生じたときは、その紛争を解決のため権限のある機関に付託すべきことをも加えるべきである。

(2) 被養成者に対する報酬の最低額、報酬の増加、労働時間、休日、食事及び宿泊、保険並びに、病気及び災害給付は、法令、権限のある機関が発する規則、仲裁裁定、労働協約又はこの任務を委任された特別の機関によつて決定されるべきである。

(3) 代表的な使用者団体及び労働者団体があるときは、それらの団体は、平等な立場で、被養成者の雇用条件の決定、適用及び監督に参画すべきである。

24(1) 技能者養成の低段階においては、遂行した作業、養成期間並びに一般的に及び特種の作業において習得した技能の水準を明示して進歩の評価を行うべきである。この評価は、必要に応じ、実地試験によつて補足すべきである。

(2) 技能者養成の高段階においては、又は計画が一層進展した場合には、養成が十分に達成されたかどうかを権限のある機関が確かめるべきである。この場合には農業一般及び被養成者が希望する農業の特殊部門について実地試験及び学科試験をあわせて行うことを考慮すべきである。

教員及び農村指導者の訓練

25(1) 農業における訓練のあらゆる計画においては、農業及びそれに附随する職業に関連する施設の教員及び職員の訓練に優先権が与えられるべきである。それらの教員及び職員は、可能なときは、農場の生活及び作業について個人的経験を有すべきである。

(2) 訓練の過程は、必要な場合には、次の方法によつて促進すべきである。

(a) 適当な種類の訓練所の設置

(b) 農村開発センター並びに実演及び訓練のためのセンターの設置

(c) 高等農業訓練所の卒業生に対する特別短期訓練課程の開設。この課程は、必要なときは、農業の要求に適応し、かつ、近代的技術を考慮に入れた職業教育を教授することができるように当該卒業生を一層訓練するため、教授及び管理の問題並びにその作業の技術的内容にも関連すべきである。

26 高等訓練所における農業科の教員及び指導員は、

(a) 大学教育又はこれと同等の教育を受けた者であることが望ましい。

(b) 補習課程及び研究休暇のような方法によつてその知識を最新のものとしておくように援助され、かつ、奨励されるべきである。

教材

27 職業訓練計画において使用する教材は、調査機関の調査の結果及び他の科学的資料に基いて作成すべきであり、また、適当な教材が、教員及び生徒に対し系統的にかつ順序正しく提供されるべきである。

28(1) 農業科目は、特に地域及び地方の状況及び問題を考慮して教授されるべきであり、したがつて、教材は、被訓練者が将来就労する地域の経済組織に留意して選択すべきである。

(2) 教材及び教授用備品が他の国及び地域から持ち込まれる場合には、それらの教材及び教授用備品は、現地の要求に十分適合すべきものでなければならない。

29 特に訓練の初期の段階において、共通の特性及び問題を有する一群の国が存在する場合には、それらの諸国は、それぞれの間で直接協議することにより、教材の標準化を計るべきである。いかなる場合にも、教材の無料交換を奨励すべきである。

30 視聴覚教具は、前記の教材及び教授法に代るものではないが、特に読み書きのできない者が多数存する社会においては、訓練計画において重要な地位を占めるべきである。特に幻燈の利点に留意すべきである。

IV 農村団体その他の関係団体

31 農業者団体、農業労働者団体(労働組合を含む。)、農村婦人団体、農村青年団体及び協同組合のような他の関係団体は、農業訓練のあらゆる部門において重要な役割を果たすべきである。これらの団体に対し、農業訓練の改善に積極的に関心をもつようあらゆる方法で奨励すべ

きである。

V 国内的措置

32(1) 訓練計画についての責任は、最善の成果をおさめることができる機関に委任すべきであり、また、この責任が若干の機関に連帯で委任される場合には、訓練計画の調整を確保するための措置が執られるべきである。地方機関は、訓練計画の進展に協力すべきである。農業における使用者団体及び労働者団体並びに他の関係団体が存在するときは、それらの団体は、緊密な協力を保つべきである。

(2) 次の目的のため、公私の課程に対しある程度の調整を計るよう奨励すべきである。

(a) 被訓練者が一段階から他の段階へと順序正しく進むこと。

(b) 訓練計画に適度の統一性を保持することを条件として、それぞれの地域又は職業部門の要求に応じて措置が執られること。

(c) 農業調査機関、普及講習会及びすべての訓練機関が密接に協力して活動することができること。

33(1) 権限のある機関は、農業の各部門の訓練を受けるための資格要件、訓練期間及び課程期間、教材及び教科書、教員の資格、俸給及び労働条件、学級生徒数、教科課程、試験要件並びに訓練修了が認められる条件の事項に関し、必要なときは各地域別に、その一般基準を漸次作成すべきである。これらの一般基準を作成するに当っては、代表的な農業者団体及び農業労働者団体並びに、他の関係機関が存在するときは、それらの機関と協議するために適当な措置が執られるべきである。

(2) 職業訓練のあらゆる段階において、訓練計画の作成及び実施についての民間の創意を奨励すべきであり、また、基準の適用は、認可された訓練機関に一任すべきである。この訓練機関は、必要に応じて適当な機関の監督を受ける。

34 訓練計画に対し現地からの財政的援助が多くの場合必要とされているが、公の機関も、適当かつ必要と認める程度まで、種々の方法、すなわち、補助金の下付、土地、建造物、交通手段、設備及び教材の提供、訓練期間中の被訓練者の生活費又は賃金に対する奨学金その他の方法による援助並びに適格の被訓練者(特に訓練のための費用を支払うことができない被訓練者)の寄宿施設を有する農業学校への無償入学等の方法によつて公私の訓練計画を援助すべきである。

35(1) 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、職業訓練計画が農業に関連する他の公の活動と調整されることを確保すべきである。特に、これらの機関は、殊に土地、農業クレジット及び市場の利用性を考慮し、将来の農業労働者のために開放される長期の雇用及び定住の機会に照らして、職業訓練計画を樹立することを確保すべきである。

(2) 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合

は、訓練を修了した者の配置を容易にし、かつ、その者に対し、適当な農場又はその訓練及び技能にふさわしい農業雇用を見いだすに当つて援助を与えるため、すべての必要な実際の措置を執るべきである。

36 公の機関若しくは他の適当な機関又は両者の結合は、たとえば、農業における生活水準及び生産水準の向上並びに 2 に定める目的の達成等に関し、訓練計画の効果を評価する方法を発展させるべきであり、かつ、達成した進歩についてひんばんに評価すべきである。

VI 国際的措置

37(1) 可能なときは、特に同様な農業条件にある国の間においては、農業者、農業労働者、農村青年、農業科教員、研究者、専門家及び科学的農業文献の国際的交換が奨励されるべきである。

(2) 適当なときは、農業における研究、普及及び職業訓練のための国際センターを発展させるべきであり、また農業研究者、農業普及員及び農業学校教員の国際的会合をも促進すべきである。 『勧告』

1962年6月27日

[6-7] 国際労働機関総会勧告(第117号)

職業訓練に関する勧告

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、1962年6月6日にその第46回会期として会合し、

1939年の職業訓練勧告、1939年の徒弟制度勧告及び1950年の職業訓練(成年者)勧告に替える目的で、この会期の議事日程の第四議題である職業訓練に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定し、また、

国際連合教育科学文化機関が技術教育に関する勧告を準備していることに留意して、

次の勧告(引用に際しては、1962年の職業訓練勧告と称することができる。)を1962年6月27日に採択する。

I 一般原則

1 この勧告は、経済活動のあらゆる分野における雇用(最初のものであると否とを問わない。)又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練(この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。)について適用する。ただし、次の訓練は、除外する。

(a) 管理者の地位にある者の訓練又は工業において職長より上の監督者の地位にある者若しくは経済活動の他の分野においてこれらの者と同等の地位にある者の訓練

(b) 1946年の職業訓練(船員)勧告により引き続き規制される船員の訓練

(c) 1956年の職業訓練(農業)勧告により引き続き規制される農業における訓練

2(1) 訓練は、訓練自体が目的ではなく、雇用機会を十分に考慮して人の職業的能力を發展させ、かつ、その人が自己及び社会の最大の利益となるようにその能力を利用することができるようにする手段である。訓練は、特に年少者については、個性を伸ばすようにすべきである。

(2) 訓練は、一体をなすものであり、各部分に切り離すことができない。

(3) 訓練は、個人として及び社会の構成員としての必要に応じ、当該個人の職業生活を通じて継続する過程である。

(4) 訓練については、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づきいかなる差別もあつてはならない。

(5) 訓練は、11 に定めるところに従つて、関係のある団体及び個人の継続的協力を必要とする。

II 国の企画及び管理

3(1) 各国は、自国の住民の訓練の必要に応ずるため、数、場所及び教科に関し国全体又はさらに適当なときは各地域若しくは地方の経済的要求及び雇用の可能性に適合した訓練施設の組織網を有すべきである。

(2) 前記の組織網は、個人がその能力及び性向に応じて訓練の最高水準に達することができるように、いずれかの種類の訓練から他の種類の訓練への移動並びに訓練の次の段階及び異なる水準への進級を容易にするようにすべきである。

(3) 職業、特に技能的職業につくことについては、経済活動のすべての分野の要求並びに個々の訓練生の多様な能力、関心及び事情に応じることができるよう十分な道を開いておくべきである。

(4) 国情により完全な全国的組織網の發展が不可能なときは、当該国は、共通の組織網の發展又は共同訓練所の設置について隣接国と協力することを考慮すべきである。

4(1) 訓練の問題について責任のある公の機関のそれぞれの権限は、明確に定めるべきである。

(2) 各国の公の機関及び各種の公私の団体で訓練を取り扱うものは、創意の自由な發揮を認め、かつ、経済活動の異なる分野、地域及び地方の要求に対する適合性を確保するとともに、

- (a) 中央で立案された一般計画に基づき、
- (b) 適当な機関の援助を得て任意に、又は
- (c) これらの方法の組合せにより

十分に調整された訓練施設の發展のために協力すべきである。

(3) いずれの方法が用いられる場合にも、(2)にいう施設の發展のために執られる措置には、応募者の職業選択の自由を尊重しつつ、次の措置を含めるべきである。

- (a) 訓練の必要の範囲及び性質並びに利用しうる施設の決定
- (b) 他の職業及びこれに必要とされる者の訓練を無

視することなく優先的に訓練を行なうべき職業の決定

(c) 資格基準が必要であり又は望ましいと認められる職業の決定、その資格基準の設定及び適用、適当な訓練教科の決定並びにこれらの職業における訓練の修了試験の基準の設定及び適用

(d) 訓練の条件及び方法に関する基準の設定及び適用

(e) 訓練所、特に資格基準が設定されている職業のための訓練を行なう訓練所に関する基準の設定及び適用

(f) 訓練所の指導員の資格基準の設定及び適用

(g) 事情により、訓練所及び訓練を行なう企業に対する技術的及び財政的援助の供与

(4) 権限のある機関は、一般計画が採択された場合には、その実施のために執られる措置に(3)に掲げる措置を含めることを確保すべきである。

(5) 任意に調整が行なわれる場合には、(3)に掲げる措置は、(2)にいう機関及び団体の権限の範囲において、それらの機関及び団体の責任とすべきである。

(6) (3)に掲げる基準は、可能なときはいつでも、当該加盟国の全領域に適用すべきである。

(7) これが不可能なときは、できる限り全国的に画一な基準の設定に役だつ模範基準を作成すべきである。

(8) (2)にいう十分に調整された訓練施設を發展させるにあつては、次の事項を十分に考慮すべきである。

(a) 個人の職業的利益並びに文化的及び道徳的要求、労働力の需要並びに一般社会の経済的及び社会的利益

(b) 教育及び訓練に関する国の政策

(c) 一般教育、職業指導及び選択のための現存の及び計画中の施設

(d) 職業教育及び技術教育のための施設を含む現存の及び計画中の訓練施設

(e) 雇用市場の構造及びその發展の動向

(f) 国の経済政策及び経済發展

(g) 人口の状況及び予想される変動

(h) 技術及び作業の組織方法の予想される変動

(i) 地理的孤立、人種の相違その他の理由により特に考慮を必要とする人口集団の存在

(9) 十分に調整された訓練施設については、絶えず検討を行ない、かつ、変動する要求に適応させるため必要な措置を執るべきである。

(10) 十分に調整された訓練施設は、(8)に掲げる種々の事項に関係のある機関その他の関係団体の協力を得て、全国的に發展させるべきである。

5(1) 全国的段階での協力は、利害関係を十分に代表する一又は二以上の適当な団体を通じて達成すべきである。

(2) 前記の団体は、同様に利害関係を代表する団体で地域的又は地方的水準で必要に応じて設置されるものの

援助を受けるべきである。

6 経済活動の分野又は職業を代表する諮問委員会を設置し、同委員会は、関係職業の訓練の必要性を評価し、かつ、その職業に関する訓練計画を発展させることについて5にいう団体と協力すべきである。

7(1) 公立訓練所の訓練は、無料とすべきである。

(2) (1)の規定は、訓練生が訓練課程への出席を義務づけられておらず又は雇用され若しくは雇用を継続するための訓練を必要としない場合には、訓練所が訓練料を徴収することを妨げるものではない。

(3) 権限のある機関が実施し又は承認する訓練所における訓練の期間中は、賃金を取得していない成年者及び困窮している年少者は、経済的及び財政的事情が許す限り、次の事項を十分に考慮して決定される妥当な手当を権限のある機関から受けるべきである。

(a) 前記の者が受けることができる失業給付その他の手当

(b) 家族扶養の責任、当該地域における生活費及び交通費又は住宅費のような訓練に関連する特別な個人的経費並びに特殊な場合における年齢等のその他の要因

(c) 成年者に対し、雇用市場の要求及び訓練を受けた者に対する社会の要求に応じて訓練を受けかつ修了するよう奨励する必要性

(4) 企業内で訓練を受けている者は、法令、労働協約又は当該企業の規則で定める基準に従って妥当な報酬を受けべきである。

(5) 公立職業訓練所及び同様の種類の公認私設訓練所への通所並びに公認された他の形式の訓練への参加は、事情により必要とされる場合には、無料の食事、作業衣、用具、設備及び教科書の供与、乗車賃の免除若しくは割引、扶助料若しくは家族手当、奨学金、貸付金若しくはは給費又は宿泊所の供与等の形式で経済的援助を与えることにより容易にすべきである。

8(1) 企業内又は訓練所において訓練を受けている者、なかんずく年少者の労働条件が満足すべきものであること、特に、これらの者が行なう労働が本質的に教育的な性格のものであるように適当に制限されることを確保するため、措置を執るべきである。

(2) 訓練所における訓練生の労働は、本来営利を目的とするものであつてはならない。

(3) 訓練所又は訓練を行なう企業は、訓練生の労働中における安全及び保護に関する規則及び基準の設定及び適用を確保する責任を負うべきである。

9(1) 国の資格基準が定められている職業のための訓練は、高度の信頼性及び妥当性のある基準が画一的に定められている試験を含むべきである。これらの試験基準の遵守を確保するため、必要な措置を執るべきである。

(2) 前記の試験の結果発給される証明書は、全国を通じて効力を認めるべきである。

(3) 国の資格基準が存在しない場合にも、系統的な訓練課程を修了した者は、訓練所又は企業からその旨の証明書を受けることが望ましい。この証明書は、行なわれた訓練の主要な内容を明記すべきである。

10 訓練課程を修了した者は、取得した技能及び知識に応じた仕事を得るため、当該国の職業紹介機関による援助を与えられるべきである。この場合において、就業地の選択の自由を保障すべきである。

III 協力のための措置

11(1) 訓練に関係があるすべての者、特に公の機関、教育機関、使用者団体及び労働者団体は、訓練制度の計画、発展及び運営について、また、一般に訓練問題の取扱いについて、あらゆる機会を捕えて相互に援助しかつ協議すべきである。

(2) 訓練について責任を負うすべての者が訓練の行なわれる状況を十分に理解するため定期的に訓練所を訪問するように、措置を執るべきである。

(3) 使用者団体及び労働者団体の代表者は、公立の訓練所の管理及びその技術的運営の監督について責任を有する機関に参加すべきである。この機関が存在しないときは、使用者団体及び労働者団体の代表者は、他の方法により、公立の訓練所の運営に緊密に関与すべきである。

(4) 訓練所又は訓練を行なう権限のある機関と企業との間の協力は、特に訓練の一部を企業内で、一部を企業外の訓練所で行なう場合には、維持し、かつ、促進すべきである。

(5) (1)の規定の普遍性を害することなく、かつ、国内の事情の下で可能な限り、

(a) 教育訓練機関、使用者団体、労働者団体その他直接関係のある者は、次のことについて協力すべきである。

(i) 資格基準が必要であり又は望ましいと認められる職業を決定すること。

(ii) 前記の資格基準及び適当な訓練教科を設定すること。

(iii) 適当な試験を行ない、かつ、取得される資格の性質及び等級を決定すること。

(b) 12にいう訓練の機会に関する情報を収集しかつこれを周知させることについては、完全な協力がなければならぬ。その協力には、初等学校、中等学校、技術及び職業教育機関、職業指導機関、職業相談機関、公共職業安定機関、使用者団体、労働者団体、職業団体並びに企業が参加すべきである。

(c) 公共職業安定機関による援助は、次のことを含むべきである。

(i) 雇用市場の動向の研究

(ii) 現在及び将来の労働力需要の評価

(iii) 訓練を受けた者の職業紹介

IV 訓練の機会に関する情報

12(1) あらゆる職業の訓練の機会に関する情報は、継続

して収集すべきであり、かつ、すべての関係者及び関係機関の利用に供すべきである。

(2) 前記の情報は、次のような事項問題を取り扱うべきである。

- (a) 与えられる訓練の種類
- (b) 各種の訓練の機関
- (c) 各種の訓練を受けるための条件
- (d) 雇用又は昇進の見込みに関するそれぞれの訓練の特徴
- (e) 訓練生が受けることができる財政的その他の援助の性質及び条件
- (f) 訓練の終りに行なわれる試験及び取得しうる資格

(3) 前記の情報を周知させる方法は、適当なときは、次のものの全部又は一部を含むべきである。すなわち、面接、講義、小冊子、論文、ポスター、フィルム、フィルムストリップ、ラジオ談話、テレビジョン談話、事業所見学及び職業展示会

V 職業指導及び選抜のための措置

13(1) 訓練の応募者、特に訓練を受けたことがない者は、訓練課程に入り又は職業を選択するに先だち、権限のある職業指導機関又は職業相談機関から個人指導の便益を受けることができる。

(2) 労働者は、指導、再訓練又は継続訓練を受けるため、職業安定組織内において職業相談機関から便益を受けることができる。

14(1) 訓練生の選抜は、職業選択の自由を害することなく、個々の職業の要件及び特殊性に従って行なうべきである。

(2) 選抜の手続は、訓練生が自己に適していない職業の訓練を受ける危険及びその結果として生ずる訓練と人間的努力との損耗の危険を最少限度にとどめるようにすべきである。

(3) 選抜の手続は、訓練生がその目的とする訓練及び職業に必要な肉体的及び精神的能力を有することを確かめるための措置を含むべきである。

(4) 医学的検査は、選抜の手続の一部をなすときは、目的とする訓練及び職業の特殊な要件に基づいて行なうべきである。

(5) 心理学的検査は、選抜の手続の一部をなすときは、当該国の事情に適合したものであり、十分に信頼しうるものであり、かつ、目的とする職業の要件に直接関連した基準から見て妥当なものでなければならない。

VI 事前の職業的準備

15(1) 事前の職業的準備は、まだ雇用されていない年少者に対し、各種の仕事について説明を行なうものでなければならない。その準備は、一般教育を害するものであつても、実際の訓練の最初の段階に代わるものであつてもならない。

(2) 事前の職業的準備は、次のことを目的とし、かつ、年少者の年齢に適した一般的及び実地的な指導を含

むべきである。

- (a) すでに受けた教育を継続し及び補足すること。
- (b) 実際の仕事について、概念を与え、興味及び尊重の念を呼び起こし、並びに訓練について関心を呼び起こすこと。
- (c) 職業的関心及び適性を発見し、これにより職業指導を容易にすること。
- (d) 将来の職業的適応を容易にすること。

(3) 事前の職業的準備は、可能なときは、多くの職業に共通な設備及び材料に習熟させることを含むべきである。

VII 訓練の組織

16(1) 各職業のための訓練教科は、当該職業の発展及び予想される変動を十分に考慮して、その職業に必要な作業、技能、知識並びに衛生及び安全要因の組織的分析に基づき決定すべきである。

(2) 訓練教科は、最新のものとしておくため定期的に検討すべきである。

17(1) 訓練教科は、すべての訓練生に対し、理論的及び実地的知識の堅実な基礎を与えるべきである。

(2) 訓練生に対しては、当該職業に必要な作業、技能、知識並びに衛生及び安全要因に関する指導並びに社会立法の概要に関する指導のほか、特に昇進を容易にするため、当該訓練生が従事することを望む職業及び経済活動の分野に関連する一般的知識を与えるべきである。

(3) 一般教養科目は、長期訓練の教科に含めるべきであり、時間が許す限り、短期訓練の教科にも含めるべきである。

18(1) 教科及び訓練計画は、当該職業の一般的枠(わく)内における訓練生の将来の適応を助長するように作成すべきである。

(2) この目的のため、長期訓練については、次のことに留意すべきである。

- (a) 訓練生に対し当該職業の理論的基礎について広い知識を与えること。
- (b) 訓練の初期においては、その後の専門化が最小限度の追加訓練又は再訓練により可能となるような技能及び知識の広い基礎を訓練生に与えるようにするため、専門化を回避すること。

19(1) 特定の職業に必要なすべての理論的及び実地的知識を訓練生に与えることができない企業は、必要に応じ、次のことを行なうべきである。

- (a) 次の一又は二以上の措置を執ることにより、訓練所においてその欠陥を補うこと。
 - (i) 一日又は二日以上労働を免除すること。
 - (ii) 毎年一度数週間にわたって労働を免除すること。
 - (iii) 企業内における相当の期間にわたる訓練を訓練所における相当の期間にわたる研修に振り替えること。

(iv) 国内法令によりその他、訓練に関する適当な措置を執ること。

(b) 共同訓練計画を設定し、かつ、運営すること(それぞれの施設の共同利用及び共同訓練センターの設立を含む。)

(2) (1)に掲げる措置に基づいて訓練所で研修を受ける企業の訓練生は、この目的のため、賃金を失うことなく労働時間中労働を免除されるべきである。

20 企業は、訓練所の訓練生に対し相当期間の実際的な職場訓練を行なうことにより、訓練所が設定した訓練計画の実施に協力すべきである。

21(1) 他の訓練を受けていないすべての年少労働者については、18歳に達するまで、その従事する職業に関連する一層高度の一般教育及び技術的知識を与えるための補足訓練課程を受けさせるべきである。

(2) 年少労働者については、19(2)に定める条件で前記の課程を受けようようにすべきである。

22 自己の一般的、技術的及び商業的知識の向上を望むすべての労働者については、その昇進を容易にし、これによりその社会的及び経済的地位を改善するため補足訓練課程を受けさせるべきである。

23 訓練期間は、次のことを考慮して決定すべきである。

- (a) 習得すべき技能及び知識の水準及び種類
- (b) 用いられる訓練の方法及び手段
- (c) 訓練を受けるために必要な最低の資格及び訓練生が訓練を受ける際に現に有する資格
- (d) 成年者については、過去の職業経験及び雇用のためできる限り短期間に資格を与える必要性

24 身体的又は精神的欠陥のある年少者及び成年者の訓練並びに能力の乏しい年少者の訓練については、特別の注意を払うべきである。

VIII 訓練の方法及び手段

25 訓練の方法は、課程の性質並びに訓練生の教育水準、年齢、地位及び従来の経験に適應させるべきである。

26 原則として、訓練生を能動的に参加させる方法を知識の一方的な伝達の方法に優先させるべきである。

27(1) 訓練は、できる限り実際的でなければならない。

- (2) 訓練所における実技訓練は、
- (a) 企業の条件及び環境にできる限り類似した条件及び環境の下で行なうべきである。
 - (b) 訓練生が作業環境に親しむとともに職場における通常の作業速度及び技能を習得することができるように、可能かつ必要なときは、企業における実地訓練の期間を含み、又はその期間をもつて完結すべきである。

28(1) 職場以外の場所で行なわれる実技訓練は、当該職業に必要な作業実施及び適当なときは実際の作業経験を含むべきである。

(2) 前記の作業経験は、当該訓練が必要とするものでなければならないが、また、訓練生の使用により通常の労働

者がこれと競争する立場に置かれないように、適当な保障措置を執るべきである。

(3) 職場訓練において訓練生に割り当てられる作業は、実際の訓練価値のあるものでなければならない。

29 訓練実習は、訓練生が現在受けている訓練の実際の適用及び生産された物品の効用を理解しうるように計画すべきである。

30(1) 複雑な作業は、単純な要素に分解すべきである。

(2) 訓練生は、ある作業を容易に遂行することができるようになった後に次の作業に進むべきであり、また、単純な作業から複雑な作業に進むべきである。

31 理論(訓練課程の一部として授けられる一般教育を含む。)は、できる限り、目的とする職業に関連して教えるべきである。

32 技術指導及び関連指導は、実技訓練と組み合わせて行なうべきであり、また、可能なときは、実技訓練と統合すべきである。

33 指導の速度は、訓練生の習得能力に合わせて調節すべきであり、また、随時修正すべきである。

34 訓練生に対しては、特に職場訓練の場合には、組織的に技術的監督を行なうため措置を執るべきである。

35 実施した訓練及びその進捗は、詳細に記録しておくべきであり、また、訓練生に対しては、受けた訓練について各自が詳細に記録すること及び自己の実績を検討する習慣を養うことを奨励すべきである。

36(1) 指導用具は、習得課程を容易にするため、適当なときはいつでも利用すべきである。

(2) 責任のある訓練機関は、最新の訓練技術及び指導用具類を十分に理解し、かつ、その利用を確保すべきである。

37 訓練施設は、特に遠隔の地において、地方住民の訓練の必要を満たさないときは、適宜次の一又は二以上の方法により補足すべきである。

- (a) 地方の事情に適應した通信指導
- (b) 巡回指導員及び移動訓練班
- (c) ラジオ、テレビジョンその他のマス・コミュニケーションの手段による指導
- (d) 他の地方にある訓練所の訓練課程に出席するため、毎年一度数週間にわたって訓練生に与えられる企業の労働からの免除
- (e) 他の地方で訓練を受けることができるようにするためのその他の措置、たとえば補助金、奨学金及び交通又は宿泊に関する便益等

IX 企業が行なう訓練

38(1) 使用者は、訓練された労働者に対する需要を満たすため必要な措置に関して、方針を樹立すべきである。

(2) 個々の使用者又はその集団に対しては、その雇用の必要に従い、かつ、その企業の技術的作業条件の許す範囲内で、組織的な訓練計画を設定するよう奨励すべきである。

- 39 使用者は、企業内の訓練計画の立案及び実施について、その企業に雇用されている労働者の代表者と協議しかつ協力すべきである。
- 40 訓練問題に関する企業内における責任は、当該企業の訓練の必要の性質及び程度に応じ、特別の訓練担当部局又は一若しくは二以上の常勤若しくは非常勤の者に対し明確に割り当てるべきである。
- 41 訓練担当部局又は訓練担当者の任務は、次のことを含むべきである。
- (a) 訓練の方針を提案すること。
 - (b) 関係部局と協議して訓練計画の立案を確保すること。
 - (c) 訓練生の選抜に参加すること。
 - (d) 指導員の訓練を確保すること。
 - (e) 企業内の訓練を監督すること。
 - (f) 企業外で行なう指導及びその指導と企業内で行なう指導との調整について、企業に代わつて措置を執ること。
 - (g) 訓練生の進捗を記録し、かつ、その記録を保持すること。
 - (h) 訓練については、効果のあつた訓練方法を考慮に入れることを確保すること。
 - (i) 訓練が能率的なかつ最新式のものであることを確保するため、調査及び研究を行ない、奨励し、又は援助すること。
- 42 企業は、適当なときは、訓練の全期間を短縮し、かつ、訓練の能率を増大するため、訓練生が最初の相当期間にわたる広範な基礎訓練を全面的に訓練所で受けうるように措置を執るべきである。
- 43 訓練生は、訓練に関し、企業内であると企業外であることを問わず訓練のあらゆる段階において、訓練担当部局又は訓練担当者の一般的な監督及び管理の下に置くべきである。
- 44(1) 企業内のいかなる場所で訓練を行なうかを決定するにあつては、次の要因を考慮すべきである。
- (a) 訓練の性質及び期間
 - (b) 訓練生の数、年齢、知識及び経験
 - (c) 当該職業に対する職場訓練の適否
 - (d) 通常の作業場における雑踏、騒音その他注意の集中を妨げるもの、安全要因及び設備破壊の危険
 - (e) 時間、指導員及び設備の節約
 - (f) 独立の訓練施設に要する費用
 - (g) 訓練から仕事への転換をできる限り容易にする必要性
 - (h) 企業の技術的可能性
- (2) 訓練の初期の段階においては、独立の訓練施設又は少なくとも通常の作業場内で区画されかつ訓練に必要な設備を備えた訓練の場所を可能なときはいつでも設けるべきである。
- 45(1) 企業は、すべての新規採用者について、受入れの

ための措置を執り、かつ、入職訓練期間を設けるべきである。

(2) 年少者の受入れについては、その訓練の必要を考慮して、特別の注意を払うべきである。

X 徒弟制度

- 46 徒弟訓練を認められた職業のための組織的長期訓練で実質的に企業内又は独立の熟練職人の下で行なわれるものは、書面による徒弟契約により規制すべきであり、かつ、所定の基準に従うことを条件とすべきである。
- 47 特定の職業について徒弟訓練を認めるべきかどうかを決定するにあつては、特に次の事項を考慮すべきである。
- (a) 当該職業に必要な技能及び理論的技術的知識の程度
 - (b) 必要な技能及び知識の習得に要する訓練期間
 - (c) 必要な技能及び知識の習得に対する徒弟訓練の適否
 - (d) 当該職業における現在及び将来の雇用状況
- 48(1) 徒弟契約は、個々の使用者、使用者の団体又は徒弟制度委員会若しくは徒弟制度の管理を特に委任された機関のような団体のうち、国内事情に最も適したものと締結すべきである。
- (2) 徒弟が年少者である場合には、親、後見人又は法律上の代理人は、当事者として契約に参加すべきである。
- (3) 徒弟訓練の実施に責任のある当事者は、その訓練を行なう適当な資格を有する者、又はそのような資格を有する者に訓練を行なわせるための措置を執りうる者のいずれかでなければならない。
- (4) 権限のある機関は、訓練を実施する企業又は人と定期的に連絡し、かつ、定期的な検査又は監督により、徒弟訓練の目的が達成されることを確保すべきである。
- 49 前記の契約は、次のことを含むべきである。
- (a) 特定の職業について徒弟期間中徒弟として働くという明示的又は黙示的義務に対応して、当該職業について訓練を行なうという明示的又は黙示的義務を含むこと。
 - (b) 当該職業について定める基準及び規則で当事者のため必要であり又は望ましいものを織り込むこと。
 - (c) その他の相互の権利及び義務で関連がありかつ他に定めのないもの(特に安全規則の遵守を含む。)を定めること。
 - (d) 当事者間の紛争の解決について定めること。
- 50 当該国の事情に応じ、特定の職業について徒弟訓練を認めることができ、また、46 にいう基準及び徒弟制度に関する規則は、次のいずれかにより定めることができる。
- (a) 法令
 - (b) 徒弟制度の管理を特に委任された機関の決定
 - (c) 労働協約

- (d) これらの組合せ
- 51 徒弟訓練を認められた各職業に関しては、徒弟制度を規制する基準及び規則について特に次のことを考慮すべきである。
 - (a) 徒弟訓練への入門のため必要な教育的資格及び最低年齢
 - (b) 所定の最高年齢をこえる労働者の特例のための措置
 - (c) 必要な技能及び理論的技術的知識の程度を考慮した徒弟訓練期間(試用期間を含む。)
 - (d) 徒弟のこれまでの訓練若しくは経験又は徒弟訓練期間中の進捗に照らして、通常の徒弟訓練期間を短縮しうる程度を決定する措置
 - (e) 作業工程表、予定の理論の指導及び関連指導並びに各単位科目の所要時間
 - (f) 訓練所に出席するための一日又は二日以上労働の免除その他適当な形式の労働の免除
 - (g) 徒弟訓練の期間中又はその修了の時に行なう試験
 - (h) 徒弟訓練の修了により取得しうる資格又は証明書
 - (i) 十分な訓練を確保し、当該職業における人員過剰を防ぎ、及び関係経済活動分野の労働力の需要に応ずるために必要な徒弟数の規制
 - (j) 徒弟に支払うべき賃金率及び訓練期間中の昇給表
 - (k) 疾病による欠勤の場合の賃金支払の条件
 - (l) 災害保険
 - (m) 有給休暇
 - (n) 徒弟制度を規制する規則が遵守されること、訓練が所定の基準に合致していること及び徒弟訓練の条件が十分な画一性を保っていることを特に確保するため徒弟訓練に対して行なわれる監督の性質及び程度
 - (o) 徒弟及び徒弟契約の適当な機関への登録
 - (p) 徒弟契約の形式及び内容
- 52 徒弟は、生ずることがある新たな事故の場合を考慮に入れて、工具及び機械の使用について安全作業の習慣を養いかつ一般的安全措置の遵守を学ぶように、包括的な安全指導を受けるべきである。
- 53(1) 徒弟訓練への入門に先だち、あらゆる場合に、その訓練の対象とする職業の要件に関連する包括的な職業指導及び医学的検査を行うべきである。
 - (2) 目的とする職業が特別の身体的素質又は精神的適性を必要とする場合には、それらの素質及び適性を特定し、かつ、これについて特別の試験を行なうべきである。
- 54(1) 徒弟のいずれかの企業から他の企業への移動は、その訓練の完成のために必要であり又は望ましいと認めるときは、すべての関係者間の合意により可能にすべきである。
 - (2) 数種類の徒弟訓練制度が存在する場合において、

徒弟のいずれかの種類の訓練から他の種類の訓練への移動は、その適性から見て有利であるときは、すべての関係者間の合意により可能にすべきである。

X I 速成訓練

- 55(1) 速成訓練のための恒久的制度は、
 - (a) 訓練を受けた労働者に対する緊急な需要を満たしかつ工業化の速度を促進するため、
 - (b) 労働者を技術的進歩に適合させる恒常的手段として、
 - (c) 年齢及び能力に適した職業につくため、職業上の資格の急速な習得を必要とする種類の人のため、
 - (d) 職業的及び社会的昇進を促進するため組織すべきである。
- (2) 速成訓練のための恒久的制度は、適当な教育方法に従って計画され、この目的のために特に訓練された指導員により実施され、及び産業に直結する具体的な技術に基礎を置くべきである。
- 56 速成訓練は、次のことにより達成すべきである。
 - (a) 速成訓練の受講を許されるすべての訓練生が、その課程について定められた時間内に必要な知識及び技能を習得する能力を備えていることをできる限り確保するため、厳格な選抜手続を適用すること。なお、この場合、応募者で、新たな職業に役だつ職業経験を有するものには、優先権を与えること。
 - (b) 職業につくため直接必要な技能及び知識であつて当該職業及びこれに含まれる作業の徹底的な分析に基づくものを訓練生に与える段階的実習及び関連理論を示した詳細な指導要目を使用すること。
 - (c) 実技訓練を中心に置くこと及び必要な理論的技術的知識を実技訓練の課程において教えること。
 - (d) 利用しうる時間を考慮して各訓練生に対しその指導の全段階を通じ絶えず周到な監督を行ないうる程度まで、各級の訓練生の数を制限すること。
 - (e) その他 25 から 37 までに掲げる訓練の方法及び手段で特に適当と認めるものを適用すること。
- 57(1) 訓練生は、速成訓練の課程の修了後できる限りすみやかに仕事につき、そこで必要な入職訓練を受けた後、必要に応じ職場訓練により速成訓練を補完させるべきである。
 - (2) 速成訓練の修了後生産過程に参加している者は、その多能性及び技能を増大するために組織される訓練課程への参加の機会を持つべきである。
- X II 職長以下の監督者の訓練
- 58(1) 監督者は、その職務を十分に遂行しうるように、特別の訓練を受けるべきである。
 - (2) 前記の訓練は、必要に応じ、次のものを含むべきである。
 - (a) 一層高度の一般教育
 - (b) 一層高度の技術的訓練及び経験
 - (c) 次のことに関する指導

- (i) 統率及び人間関係(労使関係並びに紛争の防止及び解決の手續を含む。)
- (ii) 管理手續
- (iii) 作業の指導方法
- (iv) 労働安全及び衛生
- (v) 企業の各段階における調整
- (vi) 責任のある職務への適応
- (vii) 作業方法
- (viii) 労働法規
- (ix) 計画、作業研究及び原価計算のような専門的分野の活動

(3) 監督者は、職業相談に関し、その役割及び重要性並びにこの分野の専門家によるその実施の必要性を認識するため、十分な指導を受けるべきである。

- 59(1) 原則として、初歩の監督者訓練は、監督者としての職務につくに先だつて行なうべきであり、これが不可能なときは、その職務についた直後に行なうべきである。
- (2) 監督者に対しては、恒常的に継続訓練を行うべきである。その訓練は、一般に企業内及び監督者自身の専門分野における進展についての情報の供与を含むべきであり、また、適当な場合には昇進の基礎となるものでなければならない。

XIII 訓練所及び企業における指導員

60 指導員の選抜は、次のことを十分に考慮して行なうべきである。

- (a) 一般教育、技術的資格及び経験、性質、人格並びに指導の適性
- (b) 指導を必要とする者
- (c) 指導の性質
- (d) 適用される国内基準

61 一般教育科目担当の指導員は、一般教育施設においてこれらの科目の指導員に通常必要とされる資格を有する者のうちから採用すべきである。

62 理論的技術的課程担当の指導員は、訓練の種類に従い、次に掲げる者のうちから採用すべきである。

- (a) 指導すべき職業についての確実な理論的知識、一般教育の十分な背景及び指導能力を有するほか、その職業について訓練を受けかつ数年の経験を有する者
- (b) 適当な経験及び大学、専門学校、教員養成所又は公の機関の認可する団体における適当な訓練の後与えられる資格又は卒業証書を有する者

63(1) 実技課程担当の指導員は、62(a)に定める資格を有する者のうちから採用すべきである。

(2) 望ましい資格の全部を有する実技課程担当の指導員を採用することができない場合には、高水準の一般教育よりも専門的能力、職業的経験及び指導能力を重要視すべきである。

64 監督者の任務に関する課程を担当する指導員は、技術的訓練及び一般教育の十分な背景を有するほか、監督者

として訓練を受けかつ監督者として数年の経験を有する者のうちから採用すべきである。

65 工業、商業及び自由職業に従事する者の経験は、訓練所の特別の科目の非常勤指導員としてそれらの者を採用することにより、できる限り利用すべきである。

66 原則として、初歩の指導員訓練は、指導員としての職務につくに先だつて行なうべきであり、これが不可能なときは、その職務についた直後に行なうべきである。

67(1) 訓練所又は企業において常勤又は非常勤職員として採用される指導員は、その指導能力並びに必要なときはその専門的能力及び一般教養を發展させるため、指導実習を含む特別の訓練を受けるべきである。

(2) 訓練所の指導員のための前記の指導実習は、指導員養成所をできる限り通常の訓練所と結合させることにより、その実施を容易にすべきである。

(3) 訓練所及び企業の指導員は、安全問題に関し、特に指導を行なう職業における作業条件並びにその職業で使用される工具及び設備の操作に関し、特別の訓練を受けるべきである。

(4) 指導員に対しては、恒常的に継続訓練を行なうべきである。その訓練は、指導員に対し指導上及び技術上の進歩を十分に理解させかつ昇進の資格を取得させるものでなければならない。

(5) また、次のことを継続訓練の手段として考慮すべきである。

- (a) 企業又は訓練所の定期的見学の組織及び、個々の指導員又は指導員の集団のための勤務時間内課程、週末課程又は休日課程のような特別課程の組織
- (b) 旅行若しくは研究のための奨学金又は有給若しくは無給の特別休暇の特別の場合における供与

68 一般教育及び理論的技術的科目の指導員は、その訓練の一部として、訓練生が従事することを希望し又はすでに従事している活動部門に関する知識を習得すべきである。

69 訓練所の実技課程担当の常勤指導員は、企業において随時実際の仕事をしないようにすべきである。

70 監督者の任務に関する課程を担当する指導員の訓練は、58に掲げる事項のうち必要とされるものに関する追加指導並びに監督者訓練の方法及び技術に関する指導を含むべきである。

71(1) 訓練所に有能な指導員を獲得しかつ維持するため、その指導員の雇用条件は、指導に必要な特別の資格を十分に考慮して、同様の知識及び経験を有し、教職以外の職務に雇用されている者が享有する雇用条件と比較して有利なものでなければならない。

(2) 企業内の指導員についても、同様の方針を適用すべきである。

72 訓練所の指導員について国の資格基準が設定されている場合には、訓練を行なう企業に対し、適当なときは、同企業の指導員にその基準を適用することを奨励すべきである。

73 訓練所の直接の監督又は技術的管理に関与する者は、可能なときは、生産及び指導のいずれの経験をも有すべきである。

74 権限のある機関は、訓練所の指導員に対し、その業務について援助を与えかつその指導を改善するため、定期的な検査又は監督を行なうべきである。

XIV 工業化の過程にある国

75(1) 工業化の過程にある国は、この勧告の規定に従って漸進的に自国の訓練制度を発展させることを目標とすべきである。

(2) 工業化の過程にある国は、その現在及び将来の労働力の需要及び供給の状態を明らかにすることに主たる注意を払うべきである。

(3) 前記の需要を満たすための訓練施設の設置及び発展の計画は、事情に応じ次のことに十分な優先順位を与えて、立案すべきである。

- (a) 資格のある指導員の組織の設立
- (b) 訓練に必要な土地及び建物の供与
- (c) 読み書きのできない訓練生に読み書きを教える訓練課程を含む最も適当な訓練計画の発展

(4) 前記の計画は、所定の優先順位に従って実施すべきである。

76(1) 工業化の過程にある国は、次の者の訓練の必要に応ずるため、特別の措置を執るべきである。

- (a) 工業活動の開始が予定されている農村地域に居住する者
- (b) 農村地域の出身の者で、都市地域において工業への雇用を求めている者

(2) 前記の措置は、少数の基本的職業を対象とする簡易訓練作業場のような特別の訓練所を特に農村に設置すること並びに当該地方の農民の教育水準及び開発程度に適合するように訓練方法を調整することを含むべきである。

(3) 農村地域における訓練は、当該地域の天然資源を利用し、かつ、その地域の住民の文化的伝統と両立する新たな経済活動を発展させる可能性を考慮すべきである。

77 工業化の過程にある国は、次のことが望ましいかどうかについて検討すべきである。

- (a) 隣接諸国との間で共同訓練施設を設置すること。
- (b) 訓練計画の実施について国際的援助を得ること。

XV. 国際的協力

78(1) 各国は、訓練の分野において、できる限り、また、希望するときは国際機関の援助を得て、協力すべきである。

(2) 前記の協力は、次のような措置にまで拡大すべきである。

- (a) 相互に関係のある訓練問題に関するセミナー及び作業班の組織
- (b) 他国の選抜された人員がその国で習得しえない技能、知識及び経験を訓練生交換その他の方式によ

り習得しうるように訓練施設を利用に供すること。

(c) 訓練関係者が他国における訓練方法に精通しうるように海外見学を組織すること。

(d) 訓練の組織化を援助するため一国から他国へ経験のある人員を派遣すること。

(e) 資格のある人員を交換すること。

(f) 訓練用の教科書その他の教材を作成し、かつ、供給すること。

(g) 訓練問題に関する情報を組織的に交換すること。

(h) 工業化の過程にある国が自国の訓練制度を設定しかつ発展させ、及び資格のある指導員を養成することに對し援助を与えること。

79 次のことを考慮すべきである。

(a) 海外での訓練及び職業間の移動を容易にするため一群の国の間で同一職業に対する訓練の水準を漸進的に等しいものにすることの可否及び可能性

(b) 同一職業に対する訓練の水準が比較可能である領域における試験証書の相互承認の可能性

(c) 移民の訓練に特に有用な職務解説のような職業情報の作成及び交換

XVI 従来の勧告に対する効果

80 この勧告は、1939年の職業訓練勧告、1939年の徒弟制度勧告及び1950年の職業訓練(成年者)勧告に代わるものとする。 『勧告』

1962年12月11日

[6-8] 第12回ユネスコ総会採択

技術・職業教育に関する勧告

国際連合教育科学文化機関の総会は、1962年11月9日から12月12日まで、その第12回会期としてパリで会合し、

教育の発展に関する同機関の憲章上の責任を想起し、教育の改善は経済的、社会的および文化的進歩の重要な要因であることを考慮し、

技術・職業教育が近代文明の複雑な機構の基盤の一つでありかつ、間断なき経済発展の諸要因の一つであることを認め、

さらに、発展途上にある国は、自国の教育制度の計画立案と改善のための指導を、特別かつ緊急に求めていることを認め、

この会期の議題17・1・1である技術・職業教育の計画立案の際遵守すべき一般基準に関する提案を審議し、

総会の第11回会期において、この問題が加盟各国に対する勧告の形式で国際的取極の主題となるべきことを決定し、

国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、

1962年12月11日この勧告を採択する。

総会は、加盟各国に対し、加盟各国が自国の技術・職業

教育の発展と改善を行なうに際して、自国の領域内でこの勧告に規定された基準を効果あらしめるために必要な国内法上の措置もしくはその他の措置をとることにより、下記の規定を適用するよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、この勧告を技術・職業教育に関係のある当局および団体に周知させるよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、総会の定める期日および形式により、加盟各国がこの勧告を効果あらしめるためにとつた措置について総会に報告するよう勧告する。

I. 範囲及び定義

1. この勧告は、工業、農業、商業およびこれに関連する業務の分野で、職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。

2. この勧告の目的のため、

(a) 次の三者が区別される。

(i) 熟練労働者のレベルでの教育

(ii) 技術者のレベルでの教育

(iii) 技師または技術専門家のレベルでの教育

(b) 「熟練労働者」という語は、特定の分野における職業または技術の実際面で広い教育と訓練を受けたひとびとを指す。

(c) 「技術者」という語は、技術とこれに関連する科学につき、熟練労働者と技師または技術学者との中間の知識を必要とする職務をもつひとびとを指す。技術者のレベルの職務には、点検と維持、細部の開発計画、生産作業の監督、細部の建設が要求される。技師との協力は技術者の仕事の本質的部分である。

(d) 「技師」または「技術専門家」という語は、大学またはそれに相当する高等教育機関で専門的な科学教育を受ける必要性を公式にまたは伝統的に認められている職務に就いている人を指す。このレベルの職務は、研究、開発、組織、計画および生産のような活動にわたる。

3. 技術・職業教育は、教育の全過程の一部であり、国際連合教育科学文化機関の第 11 回総会で採択された教育における差別待遇反対のための条約および勧告の中で定義された「教育」ということばに含まれる。従ってこの条約および勧告は技術・職業教育にも適用される。

II. 科学および技術の進歩を見通した教育

4. 世界のすべての国で進行しまたは企図されている非常な技術的発展にかんがみて、教育は、人々を偉大な科学のおよび技術的進歩の時代に生活し得るようになるものでなければならない。

5. 科学的諸方法、工業技術および組織の複雑性の増大は経済的社会的発展の基礎であるから、できるだけ多数のひとびとのための高水準の一般教育の必要性が認められるべきである。こどもたちのかなり大きな部分が初等教育以

上に進学するので、その教育内容、特に後期のそれは社会の必要を充たすことに貢献すべきである。

6. したがって技術・職業教育は、将来の需要がじゅうぶん充足されるよう、拡張できるものであるべきである。

7. 技術・職業教育は教育の全体系の必要部分であるべきで、したがってその教養的な内容へも考慮が払われるべきである。

技術・職業教育は、必要な技術および理論的知識を与えることにより学生を一定の職業につくよう訓練するのみでなく、一般教育と調和して、人格および特性の形成をめざすとともに理解力、判断力、表現力および環境への適応性を養うべきである。この目的のため技術・職業教育の教養的な内容は、この教育に避け得られない専門化が、より広範囲な関心を抑圧しないような水準に定められるべきである。

8. 他方、一般教育は、知識を与えるのみでなく、学生に現代技術の助けによってつくられる産物の製造および利用を理解させ、かつ彼等の生活している世界をより良く理解させることにより、すべての学生が実生活に活発に参加できるようにすべきである。

9. 現代技術を進展させるためにも、学生がどのような水準で専門化された教育をうけるにせよ、それ以前にじゅうぶん広い一般教育の背景をもち、またそれが継続する必要があることが認められるべきである。

10. 社会の発展にとっては、女性が家族的・家事的活動の訓練を受けるだけでなく、あらゆる種類の職業にさらに広く参加することを要請しているのだから、女性に対して技術・職業教育を受ける機会を与えることは、男性の場合と同じく重要視され、かつその範囲は拡大されるべきである。あらゆる種類の、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育を受ける機会を男性と女性に平等に与えられるべきである。技術・職業教育を通じて、女性に対し職につくことの可能性を与えるよう、特別の配慮がなされるべきである。

III. 技術・職業教育の一般原則と目的

11. 技術・職業教育が時の需要に常に応じよう、その計画は、現代技術の急速に変化しつつある性質を考慮したものでなくてはならない。したがって、技術・職業教育はたんに基礎的技術の進歩をめざすだけでなく、熟練労働者、技術者、技師および技術専門家が急速に新しい作業方法に適応でき、かつ、将来伸びて行くことができるよう、より以上の基礎的科学知識とある程度の融通性とを与えることを目的としなくてはならない。

12. 早期の専門化は避けねばならない。また、すべての学習計画においては、一般教育、科学教育、専門化された主題による教育のあいだに、学習主題の総量を増加させることなく、適当な均衡が保たなければならない。

13. 技術・職業教育は、すべての段階において、手による労働の尊厳と、その現代の生産過程における重要性との

認識を教えるべきである。

14. 技術・職業教育はあらゆる学生が各々のもっている可能性を完全に発展させうるまで教育を続けて受けることができるように組織されるべきである。技術・職業教育の一分野から他の分野へ変えることができ、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育と一般教育とはともに、能力ある人はだれでも受け得るようにしなければならない。この受け入れを可能にするための適当な手段がとられねばならない。

15. 一定の形態の技術・職業教育は、身体的あるいは精神的に欠陥のある学生が社会と社会のもつ職業とに参加できるように、これら学生を受け入れるべきである。

IV. 技術・職業教育の立案と運営

立案

16. 技術・職業教育は、経済的状況とその展望とを考慮し、工業、農業、商業の各界の関係機関と密接な関係を保って立案されねばならない。

17. 国家の経済発展計画がある場合、技術・職業教育はその重要な部分の一つでなければならない。国家経済発展計画またはこれに類する他の調査計画は、訓練された人々の将来の需要の予想を含むものでなければならない。予測にあたっては地方の環境を考慮しなければならないが、企画および統計にあたる当局は、予想をたてるにあたって、必要があれば各国の異なる必要に適応させながら一定の広範な原則に従わねばならない。予想は最新のものでなくてはならない。

18. 技術・職業教育の分野における供給と需要との算定は、たんに資格をえた人間の将来の需要をおおまかにしめすだけであるから、権限ある当局は人口統計を含む他の多くの要素を考慮して決定するべきである。職業集団の補充および拡大にたいする要請の算定にあたっては、年令別就業状況および退職者比率を示す国勢調査表、経済の一般的動向と、異なる種類の商品および業務、技術および知識に対する要請によっておこりうると思われる変化を示す諸統計が使われねばならない。

運営

19. 技術・職業教育に関係する公共機関の責任は、明白に定められねばならない。またその組織は活動の継続性を保証するのにじゅうぶんな程度、安定性のあるものでなくてはならない。

20. 多くの国では、技術・職業教育の組織、発展、立案の責任は文部省の権限範囲内にあるべきであり、そうでないところでは文教行政当局と1つあるいはそれ以上の他の当局との間の緊密な協力関係がなければならない。

21. 連邦機構の国において、教育責任が、または郡に属する場合、国家的水準での立案に関する評議会または他の諮問機関が設けられねばならない。

物質的便宜供与

22. 国または地方の権限ある当局は、技術・職業教育のための建物の企画に特に注意をはらい、その用途と地方的条件とをじゅうぶんに考慮しなければならない。

23. 技術・職業教育の学校および施設は、実地の課題を教えるため、作業場、実験室、農場および商業事務所のような特別の施設をもたねばならない。建物および設備は、学校から職場への移行が、最少限の困難さをもってできるようなものでなくてはならない。

24. 教室の配分、ならびに教室、製図室、実験室、作業場、商店、事務室、学生の住居および福利施設のための空間の詳細な要件が収容される学生数、教授課目の特殊性に応じて実際の建築計画を委託する以前に決定されなければならない。

V. 技術・職業教育の編成

一般教育と技術・職業教育の関連性

25. 原則として一般的かつ非職業的性格をもつ初等教育のあらゆる制度は、児童に手工への趣味と関心とを与え、観察と創造的努力とに慣れさせ、家庭および集団生活で生じる実際問題に理解をもって接することを奨励する若干の方法を含むべきである。しかしながら、一般教育に貢献しないと思われる作業は避けるべきである。

26. 生徒が初等学校で学ぶものと、日常生活の現実とを関連づけ得るよう観察と活動とを通しての学習が、書物からの知識の獲得を補うべきである。

27. 一般中等教育にある種の技術的課目を含めようとする動向は奨励されるべきである。中等教育の後期においては、すべての生徒が、自己に適した職業を選ぶのに備えるよう、各種の特別課目の間の選択の機会が彼等に提示されるべきである。

技術・職業教育の必要条件

28. いずれの技術・職業教育の制度にあっても、有効な成果を生み同時に下記のことを可能ならしめるため高度の柔軟性が維持されねばならない。

- (a) 専門化における多様性
- (b) 適応性
- (c) 技術・職業教育の各々の問題を、適当な解決を見出すための特殊なケースと考えること。
- (d) 学生が、自己の適性と予想される国家的需要および教育制度が生み出す卒業生を吸収する経済界の能力に応じた選択とに従って自己の学習を進めることを可能による便宜供与。

29. 従って責任ある当局は、技術の発展に伴い、より多くの、より良い技術・職業教育の必要性は一般に認識されているよりも遙かに大きい、という基本的仮定に立って、技術・職業教育の組織を推進しなければならない。さらに、もし技術・職業教育を身につけるよう奨励される青少年の数がますます増大すべきであるならば、技術・職業教育を

魅力的にし、効果的にし、また最も広い意味で教育的にするために、あらゆる措置をとるべきである。

技術・職業教育の種々な型

30. 技術・職業教育の施設の設置に当っては責任ある当局は次の主な制度を考慮すべきである。

- (a) 学校自身の中で、実地訓練を含む職業・技術教育を与える制度
- (b) 学校では理論的な教育を与え、実地訓練は選択された職業における作業の期間に得られる制度
- (c) 週 1 日学校に出席する勤労者に与えられる 1 日派遣制度
- (d) 学校の期間が、工場、農場あるいは他の企業における期間と交替に与えられる「サンドイッチ」制度あるいは「協同」制度
- (e) 被傭者が、1 年に 1 回または 2 回の短期間雇傭者から解放されて技術・職業課程に出席する短期派遣制度
- (f) 全日の被傭者のための夜間課程
- (g) 通信課程
- (h) すでに職業・技術教育を受けた人、または職務上実地の経験をもっている人に対する補習課程

31. 全日制教授制度は、この型の教育を望むすべての有資格学生に利用されなければならない。これを可能ならしめるために必要な施設、設備が提供されるべきである。

32. 各国において各段階の技術・職業教育のためのじゅうぶんな施設が提供され、それによって各学生が国の必要と矛盾しない限りの最高段階まで訓練を受け得るようにすべきである。

33. 発展途上にある諸国は、技術・職業教育の協同施設、特に最高レベルのそれを設置することが望ましいかどうかを検討すべきである。

経済上の必要性

34. 技術・職業教育の組織と発達において、各国は、専門家に関する人的資源と需要の見通しの両面について考慮をはらうべきである。

35. さらに、学業を終えたすべての学生が職を得るよう努力することは必須である。権限ある当局は卒業者の個人的希望を考慮に入れ、彼等が教育を受けた職業において職を得るように配慮すべきである。

36. 経済と技術の発達は、一般的な又多方面にわたる教育を受けた人材と同時に専門家を必要とする。しかし専門教育は専門家が科学的・技術的変遷の一般的傾向についていけるよう、広範囲な科学的、技術学的教育の上に基盤が置かれなくてはならない。

37. さらに、技術・職業学校の設立については、その建設、設備、経営の費用を考慮し、卒業者に対し確実な需要の見通しがある場合にのみなされるべきである。

38. あらゆる段階の技術・職業教育はそれを受ける能力をもつかない人に対しても経済的理由で否定されてはな

らないということは広く容認されるべきである。それ故に貧困な学生に対して政府又はその他の当局は、無償で技術・職業教育を与えるかあるいは義務を含まない経済的又は他の援助を与えるための適切な措置をとるべきである。

諮問委員会

39. 技術・職業教育にかかわるすべての人、そして特に公の当局、教育団体、労資団体および私立教育機関は技術・職業教育計画の立案、発達、運営についてあらゆる機会をとらえて相互援助と協議を行なうべきである。

40. 技術・職業教育の編成の責を有する当局を助けるために、諮問委員会は国内レベルで設立され、計画の作成を援助し、かつ、あらゆる種類の技術・職業教育に関してなされる作業の調整にあたるべきである。

41. 諮問委員会は地方レベルでも設立され、特定の施設を援助する任にあたるべきである。地域レベルの諮問委員会は、これらの施設と直接の接触を保ち、かつ、施設の編成に参加するべきである。この種の諮問委員会は地方の人的資源への要請に関する研究計画の立案を助け、その協力している施設が、現実および予想される使用者側の要請に応じることにに関して助言すべきである。

42. 諮問委員会は下記の諸機関、団体の代表者を含むべきである。

- (a) 技術・職業教育の企画の責任をもつ当局
- (b) 経済活動の種々の領域
- (c) 労働組合および他の労働者組織
- (d) 使用者の組織
- (e) 教師会、場合によっては学生会および同窓会
- (f) 公共職業安定所
- (g) 他の関係機関、例えば技術者の協会、技師の協会

学習の計画

43. 技術・職業教育課程の編成の立案にあたり、その責を有する当局は、他の関連団体と協議して、この勧告の付録にある計画実例を参考にすることができる。

44. 専門分野の分類にあたっては、地方の経済的諸要因および地方におけるこれら専門分野の重要性に注意が払われるべきである。特定の専門分野を学習することを望むと考えられる学生数が相当数にのぼるところでは、そのための独立した課程が設けられるべきであり、その場合、研究室および作業場の設置とこれに関連する管理上の問題に適切な注意が払われねばならない。

45. 熟練労働者の教育および訓練は、のちの専門化あるいは昇進のための広範な基盤を提供するとともに、現在あるいは将来の職場で必要とされる実際の・理論的技術、知識を教示するべきである。

46. 技術者の教育および訓練は、特定の職業にともなう実際の技術と知識とともに、特に技術学の面に重点をおくべきである。

47. 教師または技術専門家の教育および訓練は、広い基

礎をもち、かつ、彼等の働く分野にふさわしいじゅうぶんな実際の科学知識を提供すべきである。調査および開発の分野を専攻しようとする者には、これらの科学の高度な研究をする機会が与えられるべきであり、同時に、生産と維持の分野に関心をもつ者にも、同様により専門的な技術学的研究が可能でなくてはならない。

48. 技術者、技師、技術専門家は、専門的知識のほか、利用できる人的・物的資源を最も調和のとれた、かつ、最も効果的な方法で使用するために、各々の活動分野の社会的・経済的な面をも研究すべきである。

49. 技術者、技師、技術専門家水準の教育計画には、世界的に広く使用されている一外国語の学習を含み、学生が、自己の専攻分野のおよび一般に科学の領域の発展を続けている技術に精通し、またそれを維持できうるようにすべきである。

50. これらの学習課程は、例えば、次の部門に分かれる。

- (a) 語学、社会科学等の一般教科
- (b) 数学、物理学、化学、生物学等の基礎科学
- (c) 応用力学、物質の強度、熱力学、液体力学、耕種学、会計学等の一般技術教科
- (d) 熱動力、圧搾器、機械工具、建物安定、エレクトロニクス、農業機械等の専門教科

51. 責任ある当局は、学生が包括的な一般教育を受けることを保証しなければならない。それは、学生の人格、理性的能力、道徳的心情、社会的心情、職業上の価値意識および責任感を発達させることに重点を置かなければならない。

VI. ガイダンス

52. 一般教育からある形態の技術・職業教育へ進学するすべての学生は、有資格者に対する将来の需要を銘記し、かつ、権限ある当局のとり措が、学生に対し、本人が望むならば、その訓練分野を変更して訓練期間の延長以外には何らの障害もなく本人の学習をその能力の限界まで継続せしめるものであることを了解して、自己の希望ならびに自己の能力と興味の自覚に従って分野を選択する自由をもつべきである。

53. 上記の自由選択を妨げることなく、過度の中途退学者を出さないよう適当な入学のための必要基準が定められるべきである。

54. ガイダンスは学生に対し、一方では学生個人個人の潜在能力に関し、他方では各種の職業グループの要求および経済の将来の必要に関してのより周到な知識をもって、自己の目標をより正確に設定し、かつその目標を最も適切な訓練方法によってよりよく達成し得るようにしなければならない。

55. ガイダンス業務は、学校の組織によって与えられるものとその他の当局によって与えられるものと別なく、すべての学生が利用できるようにしなければならない。

56. できる限り、各学校において学生がその専門の訓練

分野を選択する以前に、じゅうぶんな診断および実地研究を行ないうる期間を設定するよう措置されるべきである。

57. ガイダンスおよび職業紹介業務は、権限ある政府当局またはその他の機関により、次の目的のために組織されなければならない。

- (a) 学生の完全で組織的な累積記録を保存すること。
- (b) 学生および両親に対し職業の機会、利用し得る課程およびその他の関連事項を提供すること。
- (c) 学生が評価の結果を判断し、それによって決心することを助けること。
- (d) 若い人々が自己の受けた、または受けつつある教育および訓練の型とレベルに従って就職先を発見することを助けること。
- (e) 卒業生であると否とを問わず、かつての学生と接触を保ち、ガイダンスの組織の有効性を保証すること。

VII. 職員

技師、技術専門家教育のための教員

58. 高等技術職業教育施設の新しい教員の募集および訓練について、権限ある当局は、当該者が二重の職責を有するものであるという事実を考慮しなければならない。すなわち、教育上の義務と、この教育に関連ある科学的または技術的領域における研究を遂行することである。

59. 良好な結果を生み、かつ教育施設の地位を改善するため、教育者の教育上の義務と研究作業との間に、妥当な均衡が保たなければならない。作業条件と授業時間表は、この研究作業を実施するための上席教員と適宜委託された若手教員とに課せられるように調整されなければならない。

60. 科学科目を担当する教員は、一般的に大学の科学の学部の相当する職を占めるものと同じ資格をもたなければならない。基礎科学の教員は、また、応用科学の知識をもたなければならない。これは、これらの科目が、技術学生にとってその後の段階においてきわめて重要なものとなってくるからである。

61. 一般に、工芸学施設、工業学校、工業大学および高等技術職業教育の分野のその他の学校の教員は、大学卒業生または同等の水準の学校の卒業生をもって構成されなければならない。上席教員は、一般に、高度の科学または技術の資格をもたなければならない。なぜならば、これらの教員は教育の義務を履行するのみならず、研究をも指導することになるからである。

62. 専門科目を担当する教員は、その専門分野における実務経験をもたなければならない。

63. 工業、農業および商業と連繫を強固にするため、これらの分野で活動している技術者および技術専門家は、その主要業務を専門科目の教育に結びつけることができるように、高等技術教育施設の教員に加わるよう招へいされなければならない。

64. 常勤教員と非常勤教員の数は均衡が保たなければならない。専門技術科目の教員の大多数は、常勤教員とし

て採用されなければならない。なぜならば、授業以外に、教員は、若手の教員の養成、実験室、学習室の計画、教材の準備その他類似の作業を行なう責任を有するからである。

65. 卒業後の研究は、教員と科学研究にもっとも有能な候補者をひきつける一手段として奨励されなければならない。この地位の空席と競争試験の通告は公示され、また、卒業後の研究を行なう学生には、奨学金、補助金等の形で財政援助が与えられなければならない。

66. 卒業後の学生および教員の技術分野における研究業務は、主として実験的性格のものでなければならない。またそれは、工業、農業および商業の目標とするものと密接な関連をもって行なわなければならない。特にこのような研究は、問題のすみやかな解決が特に価値をもっている新しい技術分野において実施されるべきである。

技術者教育の教員

67. 技術者教育のための教員は、適当な分野の学位または高等技術者の資格を持たなければならない。また工業的経験または特別訓練によるそれに匹敵する経験を持つべきである。

68. 教授義務のみでなく応用研究作業を指導することを要請された上席教員は、適当な高等資格をもつべきである。

熟練労働者教育の教員

69. 一般教育および理論的科目を担当する教員は、生徒がこれから入ろうとする、またはすでに入っている活動分野について十分な知識をもたなければならない。

70. 基礎科学を担当する教員は、できるだけその教育を、生徒の学習の特別な分野に適応させるようにすべきである。

71. 一般技術科目または専門科目を担当する教員が生徒に教えるものより上級の水準の専門的訓練をうけるか、または広範な実務経験の結果としての同程度の能力をもつべきである。

72. 技術または専門科目を担当する教員は、できる限り、教授する職業または専門について、少なくとも3年の実務経験をもつべきである。

作業室指導員

73. 作業室指導員は、適当な工業またはそれに相当する企業において、広範な職業または技術の経験をもたなければならない。

教員の訓練

74. 常勤、非常勤を問わず技術・職業教育の施設に雇われた教員は、教授能力を發展させ、技術的資格および一般教育を改善するために、教育実習を含む特別訓練をうけるか、またはうけていなければならない。これらの訓練は、次の形式の一つまたそれ以上で行なわれる。

- (a) 適当な施設における全日制課程
- (b) 定時制課程

(c) 助教員または補助指導員としての現職訓練

(d) 教授法についての専門家からの助言

75. 技術・職業教育教員の訓練施設は、地方の要求に適応するものでなければならない。

76. 技術・職業教育にあたる教員の訓練は、教員としての職にある間中、継続される過程として考慮されなければならない。教員が生産と経営の近代的過程と方法におくれをとらないために定期的に教職から解放されるよう処置がとられなければならない。

校長およびその他の職員

77. 技術施設の校長の地位は、その施設で教える専門の一つの実際業務に十分精通したもので、実務および教職の経験あるものに委託されなければならない。また、その地位への候補者の行政的能力も考慮されなければならない。なぜなら、健全な管理は学校の成功に不可欠であるからである。

78. 校長は、施設の重要な教育的、科学的面に主として努力できるよう十分な行政的援助をうけるものとする。

79. 技術・職業教育施設の職員には、次のことを行なう職員も含めなければならない。

- (a) 学生生徒への助言およびガイダンス
- (b) 実務と実験の準備、管理、および調整
- (c) 作業場、実験室の機械・器具・道具の維持

80. 作業室指導員および実験室要員は、指導する分野の作業条件の安全および道具、器具の使用の安全に重点をおいた、安全を主題とする特別な訓練をうけなければならない。

81. すべての技術施設は、産業界、労働組合、父兄会等との関係を保ち、その教授する科目の最近の發展について絶えず接触をもつことを保証する準備をしなければならない。調整はまた、工業、農業、商業からの非常勤職員の利用、あるいはその他の適当な方法で達成されるものである。

82. 調整の目的の一つは、工業、農業、商業において被訓練者に与えられる業務が、かれらの訓練にとって価値あるものであるということを保証することでなければならない。

勤務条件

83. 技術・職業教育制度に高度の資格をもったものをひきつけ、かつ保有するために、与えられる給与と勤務条件は、工業、農業、商業の分野で同様な資格と経験をもつものが享受しているものに対比できるものであるべきである。特に、技術・職業教育施設の教職員の俸給および恩給の率は、教職につく以前の实地経験を計算に入れるべきである。

VIII. 教授方法

84. 技術・職業教育の全科目の教授は、実験ならびに学生の積極的参加の方法を十分に利用しなければならない。その教授は、生徒の現在または将来の職業に関連し、地方

の状況に関係があつて、かつ最近の科学的技術的發展を反映するものでなければならない。その教授は、生徒が變動する経済的要求に適応できるよう準備を与えるものでなければならない。

85. 農場、事務所および作業室での実地訓練は、生徒がその訓練の目的である職業で遭遇する問題を系統的に解決できるようになることをめざすべきである。これは、適当な職業の分析に基づき、かつ監督下に行なわれる、しだいに難しさが増加する段階的訓練を含むものでなければならない。

86. 数学および科学の教授では、実際の応用に重点がおかれ、また実験を十分に利用しなければならない。

87. 生徒の文化的背景に一般の科目が重要な貢献をしていること、またそれらに対する時間の割当てが限定されていることを考慮し、これらの科目の選択が注意深く行なわれ、その教授を發展させる適当な方法がとられなければならない。このような方法は、技術・職業教育の学校およびその学生の特別の必要に合致するものであるべきである。

88. 注意深く選択された教科書、視聴覚その他の新しい教授資材料は、教授過程において利用されなければならない。

技術職業教育における評価

89. 生徒の完全な評価を行なうため、責任ある当局は、次の一般的原则に従って近代的評価方法が十分に行なわれることを保証すべきである。

- (a) 評価の効果的かつ包括的な制度は、知識と実務遂行の水準についての認識を与えるのみならず、生徒、学級、学校の教育的、文化的、社会的標準についても認識を与えるものであるべきである。
- (b) それは、学校ならびにそれが用いられる経済制度の要請および一般形態に適合するものでなければならない。
- (c) 評価技術の選択および適用、結果の記録にあたっては、与えられたデータの即時利用ばかりでなく長期利用についても考慮されなければならない。
- (d) 評価は、評価される生徒が自分自身の価値を評価することによって協力することを必要とするような包括的なものでなければならない。自己評価は生徒をして、自己の進歩を認識させるものである。
- (e) 用いられる評価方法の基礎となる仮定、意図および直接の目的は、教員、父兄、生徒に説明されなければならない。

90. 次のような評価方法が用いられるべきである。すなわち、伝統的形態の試験、総合評点作業作品の評価、一般的能力その他のテスト、観察、質問書、面接、健康診断。

91. もし得られるなら、入学試験により得た結果は、学校当局によって生徒の最初の評価に利用されるべきである。評価の継続を保証する処置がとられなければならない。

IX. 研究と技術・職業教育

92. 研究の精神は、技術・職業教育のすべての段階において育成されなければならない。責任ある当局は次のことを奨励しなければならない。

- (a) 高等技術教育施設における科学技術研究
- (b) 国または地域のための技術・職業教育において、健全なカリキュラムの評価と方向づけに応用される研究
- (c) 技術・職業教育、その方法、活動の方法および設備の利用法に応用される教育学的研究

93. 技術・職業教育の問題がもっとも高い段階で検討されることを保証するために、またこの分野に対する国際的研究を育成する目的で、加盟国は自国の領域内かまたは国家群の協力によって、高等教育の適当な技術・職業教育の講座を設置しなければならない。

X. 国際協力

94. 加盟国は、望ましい場合は国際機関の援助を得て、技術・職業教育の分野で協力しなければならない。この多数国または2国間の協力は、十分に調整され、また次のような処置にまで及ぶものでなければならない。

- (a) 情報および技術的文献の交換
- (b) 特定の問題についてのセミナーおよび作業部会の組織
- (c) 奨学金および旅行補助金の授与、技術職員または設備品の提供、教員、生徒の交換
- (d) 海外での職業またはその他の雇用の経験のための機会の提供
- (e) 特定の職業のため国家群の間でのカリキュラムの漸進的標準化

95. 加盟国は、技術・職業教育の分野で国際協力計画を樹立するため、継続的な活動をしなければならない。この目的、加盟国はその領域内において、国際協力が好ましい世論を醸成するようにする必要がある。各校長および教員は、技術教育の分野で当局が国際協力を發展させるために行なっていることについて絶えず情報をうけ、またこの計画に対して効果的援助を与えるよう要請されるものとする。

96. 各国間における情報の国際交換に対する第一段階は、単位制度、科学技術記号のような技術教育の一つまたはその他の分野に関連する国際規準の系統的適用を促進するものでなければならない。

付 表 (編注：次ページ)

全日制技術・職業教育の計画見本

ここに示された計画見本は、教育施設で完全に行なわれる全日制課程にのみに関するものである。

			技術または 技術専門家	技 術 者		塾練労働者
				A	B	
これまでに受けた教育の期間(年)			11 - 13	11 - 12	9 - 10	8 - 10
課程の継続期間(年)			4 - 6	2 - 3	3 - 5	2 - 4
科目群に 対する時 間の割当 て(%)	一般科目	関係実験	10	10	10	20
	基礎科学科目	室または	20 - 30	15	15	
	一般技術科目	同種の作	20 - 30	20	20	20
	特別技術科目	業を含む	20 - 30	20	20	
	作業場または現場実習		10 - 20	35	35	60
筆記試験または口頭試験の外に資 格取得に必要とされるもの			論文または実 地計画	実地計画	実地計画	実習試験

『ユネスコ』